

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業

計 画 段 階 環 境 配 慮 書

〔 要 約 書 〕

2025 年 10 月

愛知県企業庁

本計画段階環境配慮書は、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、作成したものである。

本書に記載した地図の作成に当たっては、国土地理院発行の電子地形図 25000、電子地形図 20 万及び基盤地図情報を使用及び複製したものである。

要 約 書 目 次

第1章 配慮書対象事業を実施しようとする者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 配慮書対象事業の目的及び内容	1
2.1 配慮書対象事業の目的	1
2.2 配慮書対象事業の内容	2
第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況	10
3.1 自然的状況	10
3.2 社会的状況	11
第4章 計画段階配慮事項の調査等の結果	12
4.1 計画段階配慮事項の選定	12
4.2 調査、予測及び評価の結果	15
4.3 総合的な評価	56

第1章 配慮書対象事業を実施しようとする者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称 : 愛知県企業庁
代表者の氏名 : 愛知県公営企業管理者 企業庁長 権田 裕徳
主たる事務所の所在地 : 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

第2章 配慮書対象事業の目的及び内容

2.1 配慮書対象事業の目的

愛知県の製造品出荷額等は、1977年以来連続で日本一であり、自動車や航空宇宙、ロボットといったモノづくり産業の拠点として、日本経済の牽引役を果たしている。特に自動車産業は、多様な業種が連なる裾野の広い企業群で構成されることから幅広い産業の集積を促進しており、2022年における輸送用機械器具製造業の製造品出荷額等が約28兆円（本県製造業の54%）に上るなど、本県のモノづくりを牽引する基幹産業となっている。

現在、その自動車産業は、CASE（Connected, Autonomous, Shared & Services, Electric）と呼ばれる新領域で技術革新が進み、100年に一度の大変革期を迎えており、その対応が課題となっている。

愛知県においては、デジタル化やグローバル化が進展する中、我が国の発展をリードするため、リニア中央新幹線が全線開業し、スーパー・メガリージョンの形成が期待される2040年頃を展望し、2030年度までに重点的に取り組むべき政策の方向性を示す「あいちビジョン2030」を2020年11月に策定し、AIやIoTなどの技術革新や、自動車産業を取り巻く環境変化を始め社会経済情勢の変化に的確に対応していくとともに、SDGsの理念を踏まえて愛知の地域づくりに取り組んでいくこととしている。また、「あいちビジョン2030」では、西三河地域における取組方向として、次世代を担う産業等の集積に向けて、企業立地を推進するとともに、企業ニーズ等を踏まえた新たな企業用地の開発を市町と連携して進めることを掲げている。

一方、トヨタ自動車株式会社（以下、「トヨタ自動車」という。）の国内工場の多くは老朽化も進んでいることから、競争力の維持向上と環境負荷低減の取組みを加速化するため、新工場の整備が喫緊の課題となっている。

新工場の開発は、環境との調和に加えて、各種土地利用規制の調整、周辺の基盤整備等、愛知県、豊田市及びトヨタ自動車と連携しながら進めていく必要があるため、2025年3月、トヨタ自動車及び豊田市から愛知県に対して開発検討の要請が行われた。

新工場は、愛知県の中核産業である自動車産業の強化、高度化につながり、自動車産業に関連した裾野の広い業種の一層の産業集積の進展が期待されるなど、産業振興上、大きな効果が期待される。

本事業は、このような状況を踏まえ、工業用地を造成して工場を新設することにより、環境負荷を低減し、社会・地球の持続可能な発展に貢献するとともに、愛知県の持続可能な産業振興と地域活性化に資することを目的としている。

なお、本事業は「愛知県公営企業の設置等に関する条例」（昭和55年愛知県条例第3号）に位置付けられている用地造成事業である。

2.2 配慮書対象事業の内容

2.2.1 配慮書対象事業の名称

豊田貞宝次世代産業地区 用地造成事業

2.2.2 配慮書対象事業の種類

工業団地の造成の事業

2.2.3 配慮書対象事業の規模

造成に係る土地の面積：約 142ha

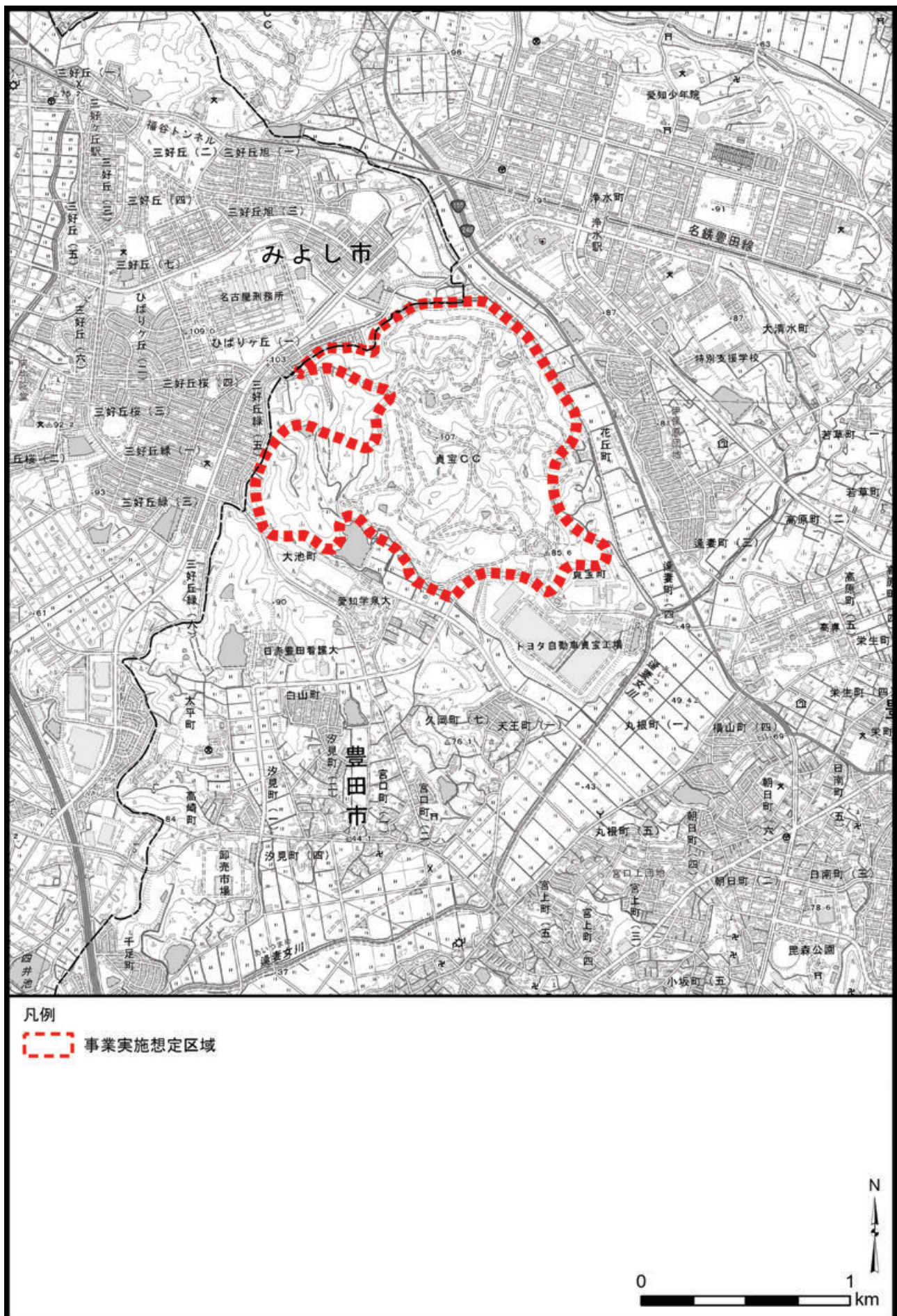
2.2.4 配慮書対象事業実施想定区域の位置及びその面積

所在地：愛知県豊田市貞宝町、浄水町、花丘町、久岡町及び大池町
地内

配慮書対象事業実施想定区域：約 142ha

配慮書対象事業実施想定区域（以下、「事業実施想定区域」という。）の位置及びその周囲の状況は、第 2.2-1 図及び第 2.2-2 図のとおりである。





第 2.2-2 図(1) 事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況



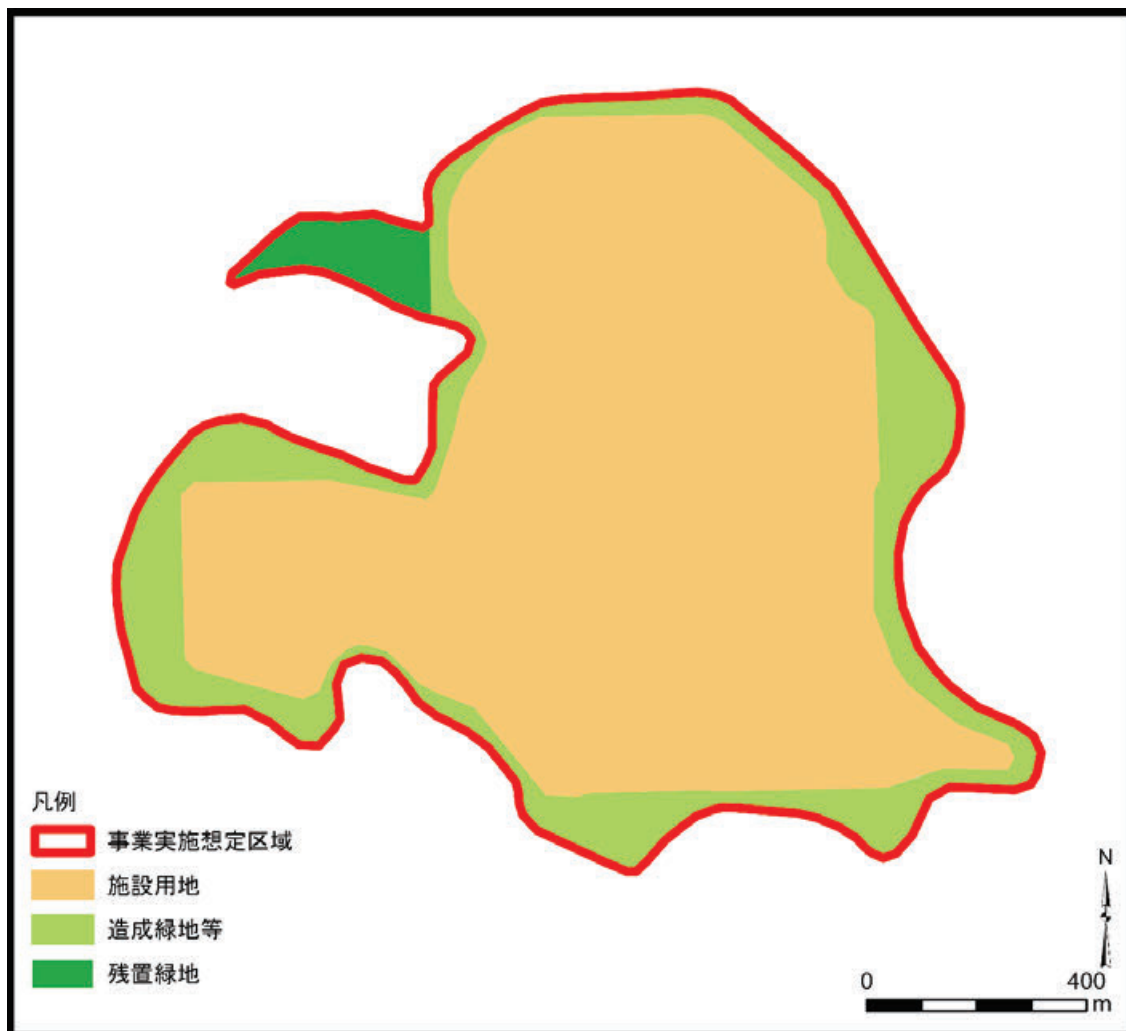
第 2. 2-2 図(2) 事業実施想定区域の位置及びその周囲の状況（衛星画像）

2.2.5 配慮書対象事業の諸元

1. 土地利用に関する事項

(1) 土地利用計画

土地利用構想は第 2.2-3 図、改変区域及び非改変区域の面積は第 2.2-1 表のとおりであり、事業実施想定区域のうち約 138ha は改変区域、約 4ha は非改変区域とする構想である。



第 2.2-3 図 土地利用構想図

第2.2-1表 改変区域及び非改変区域の面積

区分	面積	備考
改変区域	約 138ha	施設用地、造成緑地等
非改変区域	約 4ha	残置緑地
合計	約 142ha	

注：土地利用の面積は、今後の土地利用計画の検討状況等により確定する。

(2) 公共施設等の配置及び計画

供用時における関係車両の主要な交通ルートについて、工場稼働後における製品、廃棄物等の搬出入車両及び通勤車両は、主として一般国道 155 号（豊田南バイパス（2026 年度開通予定）を含む）、市道貞宝線、市道豊田西部線等を使用することを想定しており、主要な交通ルートから接続する道路は今後検討する予定である。

2. 施設供用に関する事項

(1) 主な施設

主な施設としては、プレス工程、ボデー工程、塗装工程、組立工程等を含む工場を整備する計画である。

(2) エネルギー利用計画

供用時におけるエネルギーは、施設については電気、都市ガス、A 重油等を使用する計画である。

施設における燃料使用量は、都市ガスが最大約 27,000 千 m³/年、A 重油が最大約 200kL/年を計画している。

(3) 水利用計画

① 給水計画

上水は、豊田市営水道から供給を受ける計画である。工業用水は、愛知県から供給を受ける予定である。なお、地下水は緊急時のみ利用する。

② 排水計画

施設排水及び生活排水は、事業実施想定区域内に設置する排水処理施設等において適切な処理を行った後、周辺河川へ放流する計画である。

特定排出水の量は、最大約 7,300m³/日を想定しており、今後の詳細設計により決定する。

(4) 調整池計画

改変区域における雨水排水は、流末に設置する調整池において流量調整を行い、周辺河川へ放流する計画である。

調整池の位置、規模等の詳細については、今後、関係機関等との協議を行った上で決定する。

2.2.6 配慮書対象事業に係る工事計画の概要

1. 工事内容

本事業における主な工事は、用地造成工事及び施設建設工事である。

ただし、詳細な工事内容及び具体的な工法については現在検討中である。

2. 工事期間の概要

本事業における主な工事工程は、第 2.2-2 表のとおりである。

用地造成工事の工事期間は約 4 年、施設建設工事は約 3 年を予定しているが、詳細については現在検討中である。

第2.2-2表 主な工事工程（予定）

着工後年数	1	2	3	4	5	6	7
用地造成工事							
施設建設工事							施設供用▼

注：上記工程は現在の予定であり、今後、変更の可能性がある。

3. 工事中の主要な交通ルート

工事中における関係車両の主要な交通ルートについて、資材等の搬出入車両及び通勤車両は、一般国道 155 号（豊田南バイパス（2026 年度開通予定）を含む）、市道貞宝線、市道豊田西部線等を使用することを想定している。

2.2.7 その他配慮書対象事業に関する事項

1. 複数案の設定

「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）では、「配慮書対象事業を実施する区域の位置、配慮書対象事業の規模又は配慮書対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数の案（以下、「複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。」とされている。

事業の位置、事業の規模、施設の構造及び配置の複数案の検討結果は、以下のとおりである。

(1) 事業の位置

事業実施想定区域の位置は、開発済みの土地であるゴルフ場跡地を利用することで環境影響を最小限に留める観点に加え、法令等の規制状況の制約条件を考慮した上で、候補地選定が行われているため、愛知県豊田市貞宝町、浄水町、花丘町、久岡町及び大池町地内の 1 案とする。

(2) 事業の規模

事業実施想定区域の規模は、施設用地、造成緑地等、残置緑地を考慮し、約 142ha とする。

(3) 主要な建造物の構造及び配置

主要な建造物の構造は、類似工場を参考に第 2.2-3 表のとおりとする計画である。本事業では、生産工程に必要な施設を検討すると建造物の構造は限定されるため、構造の複数案は設定しない。

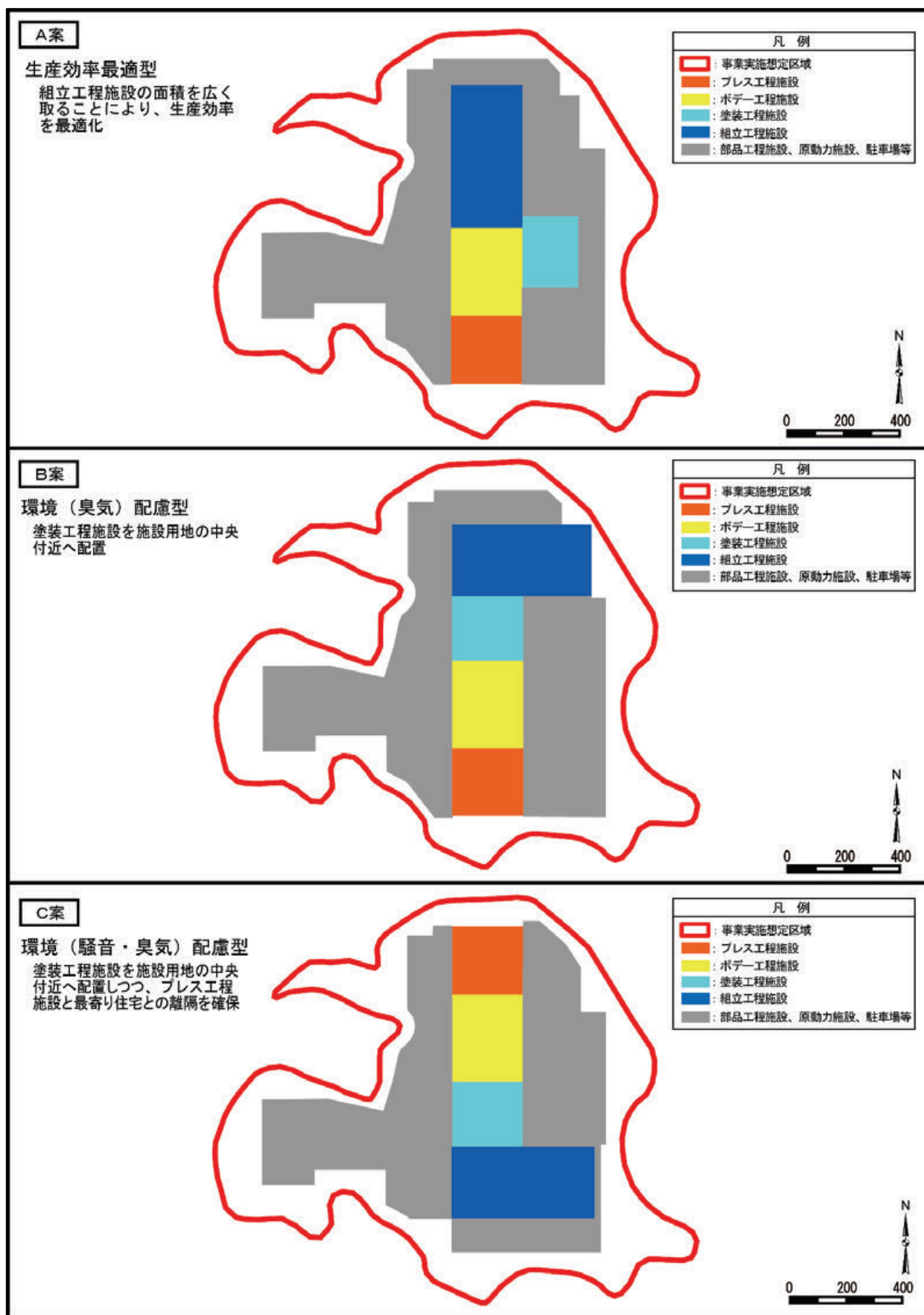
主要な建造物の配置は、生産工程の連続性を考慮し、施設用地において設置可能な施設を検討した結果、第 2.2-4 図に示す A 案、B 案、C 案を想定した。今後、環境への影響の検討結果等を踏まえて、主要な建造物の配置を決定する予定である。

第2.2-3表 主要な建造物の構造

施設	寸法（長さ×幅×高さ）
プレス工程	最大約 240m×約 230m×約 20m
ボデー工程	最大約 290m×約 230m×約 18m
塗装工程	最大約 200m×約 230m×約 30m
組立工程	最大約 500m×約 230m×約 18m

(4) ゼロ・オプション

本事業は、事業活動のすべての領域を通じて環境負荷を低減し、気候変動への対応、資源循環への貢献、自然との共生に向けた取組みを推進するトヨタ自動車が、豊田市近郊において新工場を建設し、高効率な生産設備、製造技術等を導入することにより、現状の生産能力を維持しつつ、生産性の向上や低炭素化を図るものであることに加え、愛知県が企業ニーズを踏まえた新たな企業用地の開発を豊田市と連携して進める事業であることから、ゼロ・オプションに関する検討は現実的ではないと考えられるため、本配慮書ではゼロ・オプションを設定しない。



第 2.2-4 図 主要な建造物の配置図

第3章 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況

事業実施想定区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況については、計画段階配慮事項の検討を行うに当たって必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を把握した。

3.1 自然的状況

1. 気象・大気環境

- ・ 豊田地域気象観測所における平年値は、年平均気温が 15.3℃、年平均風速が 1.5m/s、最多風向が NE（北東）となっている。
- ・ 事業実施想定区域の周囲の一般環境大気測定局 2 局における 2023 年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、2 局とも環境基準に適合している。
- ・ 事業実施想定区域の周囲では、環境騒音の調査が 3 地点において行われており、昼夜ともに環境基準に適合している。また、自動車騒音の面的評価は、5 区間で行われており、道路に面する地域の住居等の環境基準達成率は、昼間が 86.9～100.0%、夜間が 84.8～100.0%である。
- ・ 事業実施想定区域の周囲では、道路交通振動の調査が 1 地点において 2020 年度に行われており、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）に基づく道路交通振動の要請限度に対し、昼間・夜間とも超えていない。

2. 水環境

- ・ 事業実施想定区域の周囲には、一級河川の伊保川、二級河川の逢妻女川、布袋子川等がある。2023 年度において逢妻川上流では、生物化学的酸素要求量（BOD）が環境基準を達成している。また、健康項目の環境基準の適合状況は、事業実施想定区域の周囲の 3 地点すべてで環境基準に適合している。

3. 地形及び地質

- ・ 事業実施想定区域の地形の状況は、主に人工改変地及び急斜面が分布しており、一部に砂礫台地（最上位）、谷底平野・氾濫平野等が分布している。また、地質の状況については、礫、砂及び泥並びに泥、砂及び礫が分布している。
- ・ 重要な地形及び地質として、事業実施想定区域の周囲には、隆起準平原の三河高原が分布している。

4. 地下水及び土壌

- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の地下水の水質の状況は、2023 年度において概況調査が 1 地点、定期モニタリング調査が 4 井戸で行われており、概況調査はすべての調査項目で環境基準に適合している。定期モニタリング調査は、みよし市三好丘旭において総水銀が環境基準を超過している。
- ・ 事業実施想定区域の土壌の状況は、乾性褐色森林土壌（未熟土系）、赤色土壌、細粒グライ土壌が分布しており、事業実施想定区域の周囲には黄色土壌等が分布している。

5. 動植物の生息又は生育、植生及び生態系

- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の動物相は、哺乳類 46 種、鳥類 244 種、爬虫類 21 種、両生類 19 種、魚類 71 種、昆虫類 9,291 種、クモ類 474 種、貝類 116 種の合計 10,282 種が確認されている。このうち重要な種は 471 種（哺乳類 24 種、鳥類 85 種、爬虫類 5 種、両生類 10 種、魚類 25 種、昆虫類 244 種、クモ類 34 種、貝類 44 種）が確認されている。
- ・ 事業実施想定区域及びその周囲の注目すべき生息地は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地の「濃尾平野外縁部のため池群」及び KBA の「濃尾平野外縁部」が分布する。

- ・事業実施想定区域及びその周囲の植物相は、シダ植物 254 種、裸子植物 25 種、基部被子植物群 49 種、単子葉類 599 種、真正双子葉類 1,470 種、合計 193 科 2,397 種が確認されている。このうち重要な種は、106 科 388 種が確認されている。
- ・現存植生図によれば、事業実施想定区域では主に「ケネザサーコナラ群集」、「ゴルフ場・芝地」及び「シイ・カシ二次林」が広がっており、一部に「アカメガシワ・カラスザンショウ群落」、「水田雑草群落」等もみられる。また、植生自然度図によれば、最も高い植生自然度は、「ヌマガヤオーダー」の「10」である。
- ・事業実施想定区域及びその周囲における植物の重要な群落等は、「三好湿原」及び「スギ・ヒノキ植林」が分布する。また、植生自然度 10 の群落として「ヌマガヤオーダー」、「ヨシクラス」及び「ツルヨシ群落」が、植生自然度 9 の群落として「カナメモチ・コジイ群集」、「ヤナギ高木群落 (VI)」が分布する。湿地湿原として「大池東湿地」、「大池西湿地」及び「浄水南湿地」が分布する。
- ・事業実施想定区域では、森林環境に生息するコガネムシ類、カミキリムシ類、ハムシ類等が下位の消費者となり、それらを捕食するカエル類やトカゲ類等、雑食性のネズミ類、モズ、ホオジロ等が中位の消費者となっている。また、これら中位に位置する様々な動物を捕食するニホンイタチ、アカギツネのほか、スズメ、ムクドリ等の小～中型の鳥類を捕食するオオタカやハイタカ等の猛禽類、その他、水辺では淡水魚類や両生類・爬虫類を捕食するアオサギやカワセミ等の水辺の鳥類が上位の消費者となる生態系の成立が考えられる。
- ・事業実施想定区域及びその周囲の重要な自然環境のまほとまりの場は、植生自然度の高い群落としてヌマガヤオーダーやヨシクラス群落等が、湿地湿原として大池東湿地、大池西湿地及び浄水南湿地が、その他に三ヶ峯鳥獣保護区や保安林等が存在する。

6. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

- ・事業実施想定区域及びその周囲における景観資源は、豊田スタジアムと豊田大橋、緑陰歩道（西町、若宮町）、三好池等が存在する。
- ・事業実施想定区域及びその周囲における主な眺望点は、浄水公園、平芝公園、三好丘緑地等が存在する。
- ・事業実施想定区域及びその周囲における主な人と自然との触れ合いの活動の場は、さなげアドベンチャーフィールド、逢妻女川・彼岸花、三好丘緑地等が存在する。

3.2 社会的状況

- ・事業実施想定区域の最寄りの住居系用途地域は、事業実施想定区域の北西側に第一種中高層住居専用地域、事業実施想定区域の西側に第一種低層住居専用地域が隣接している。
- ・事業実施想定区域の最寄りの環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、事業実施想定区域の北約 0.2km に加茂看護専門学校がある。
- ・住宅等の配置の状況は、最寄りの住宅が、事業実施想定区域の北西約 10m（第一種中高層住居専用地域内）と、事業実施想定区域の西約 10m（第一種低層住居専用地域内）に存在する。
- ・事業実施想定区域は、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地に指定されている。

第4章 計画段階配慮事項の調査等の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定

4.1.1 計画段階配慮事項の項目

計画段階配慮事項は、「愛知県環境影響評価条例」（平成 10 年愛知県条例第 47 条）に規定する「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）の別表第 1 の参考項目を勘案して選定した。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、配慮書対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した。

「環境影響評価指針」別表第 1「3 面的開発等」に掲げられる環境要素等のうち、計画段階配慮事項として選定した結果は、第 4.1-1 表のとおりであり、「地形改変並びに造成地及び工作物等の存在」に伴う「地下水の状況及び地下水質（地下水の状況）」、「動物（重要な種及び注目すべき生息地）」、「植物（重要な種及び群落）」、「生態系（地域を特徴付ける生態系）」及び「景観（景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観）」を選定した。

また、建造物の配置の複数案について、騒音及び悪臭への影響の違いを把握するため、「機械等の稼働」に伴う「騒音（施設からの騒音）」及び「悪臭」を選定した。

本事業において計画段階配慮事項として選定した理由は、第 4.1-2 表のとおりである。

なお、本事業は、用地造成工事及び施設建設工事を想定しているが、工事計画の検討段階であることから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。

第 4.1-1 表 計画段階配慮事項として選定する項目

環境要素の区分 影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用					
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	ばい煙の排出	汚水の排出	機械等の稼働	製品、廃棄物等の搬入及び搬出	環境に負荷を与える活動
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物									
		浮遊粒子状物質									
		粉じん等									
	騒音	建設作業等騒音									
		施設からの騒音							○		
		道路交通騒音									
	振動	建設作業等振動									
		施設からの振動									
		道路交通振動									
	悪臭								○		
	水質	水素イオン濃度									
		水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）									
		水の濁り（浮遊物質）									
		富栄養化									
	地形及び地質										
	地盤・土壌	地盤環境（地盤の安定性）									
		地盤環境（地盤沈下）									
		土壌環境									
	地下水の状況及び地下水質	地下水の状況				○					
		地下水質									
	日照阻害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動 物	重要な種及び注目すべき生息地				○					
	植 物	重要な種及び群落				○					
	生態系	地域を特徴付ける生態系				○					
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的・文化的特性を生かした快適な環境の創造を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景 観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○					
		人と自然との触れ合いの活動の場									
		地域の歴史的・文化的特性を活かした環境の状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物									
		残土その他の副産物									
	温室効果ガス等	温室効果ガス等									

注：1. 「○」は、計画段階配慮事項の項目として選定したことを示す。

2. 網掛けは、「環境影響評価指針」の別表第1「3 面的開発」の参考項目を示す。

第 4. 1-2 表 計画段階配慮事項の選定理由

環境要素の区分		影響要因の区分	選定理由等
騒音	施設からの騒音	機械等の稼働	新たに設置するプレス工程に係る設備機器等は、建屋内に設置するとともに、法令に基づく規制基準を遵守するよう防音対策等を講じることから重大な影響は想定されないが、建造物の配置の複数案について、騒音の影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。
悪臭		機械等の稼働	新たに設置する塗装工程に係る設備機器等は、建屋内に設置するとともに、法令に基づく規制基準を遵守するよう臭気対策等を講じることから重大な影響は想定されないが、建造物の配置の複数案について、悪臭の影響の違いを把握するため、計画段階配慮事項として選定する。
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、地下水の流れ及び水位への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、事業実施想定区域に生息する動物の重要な種及び注目すべき生息地への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
植物	重要な種及び群落	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、事業実施想定区域に生育する植物の重要な種及び群落への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
生態系	地域を特徴付ける生態系	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により、事業実施想定区域の生態系への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在	地形改変及び建造物の存在により、景観資源及び主要な眺望点並びに眺望景観への重大な影響の可能性が考えられることから、計画段階配慮事項として選定する。

4.2 調査、予測及び評価の結果

4.2.1 騒音（施設からの騒音）

1. 調査

(1) 調査手法

既存資料により、事業実施想定区域の近傍における住宅の分布状況を調査するとともに、主要な騒音発生源と想定される建造物（プレス工程施設）との位置関係を整理した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域の近傍の住宅の分布状況及び建造物（プレス工程施設）との距離については、第 4.2.1-1 図のとおりである。

2. 予測

(1) 予測手法

複数案を設定した建造物（プレス工程施設）との最寄りの住宅までの距離を整理した。

(2) 予測地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 予測結果

建造物（プレス工程施設）から最寄りの住宅までの位置関係は、第 4.2.1-1 表のとおりであり、A 案及び B 案が約 240m、C 案が約 270m である。

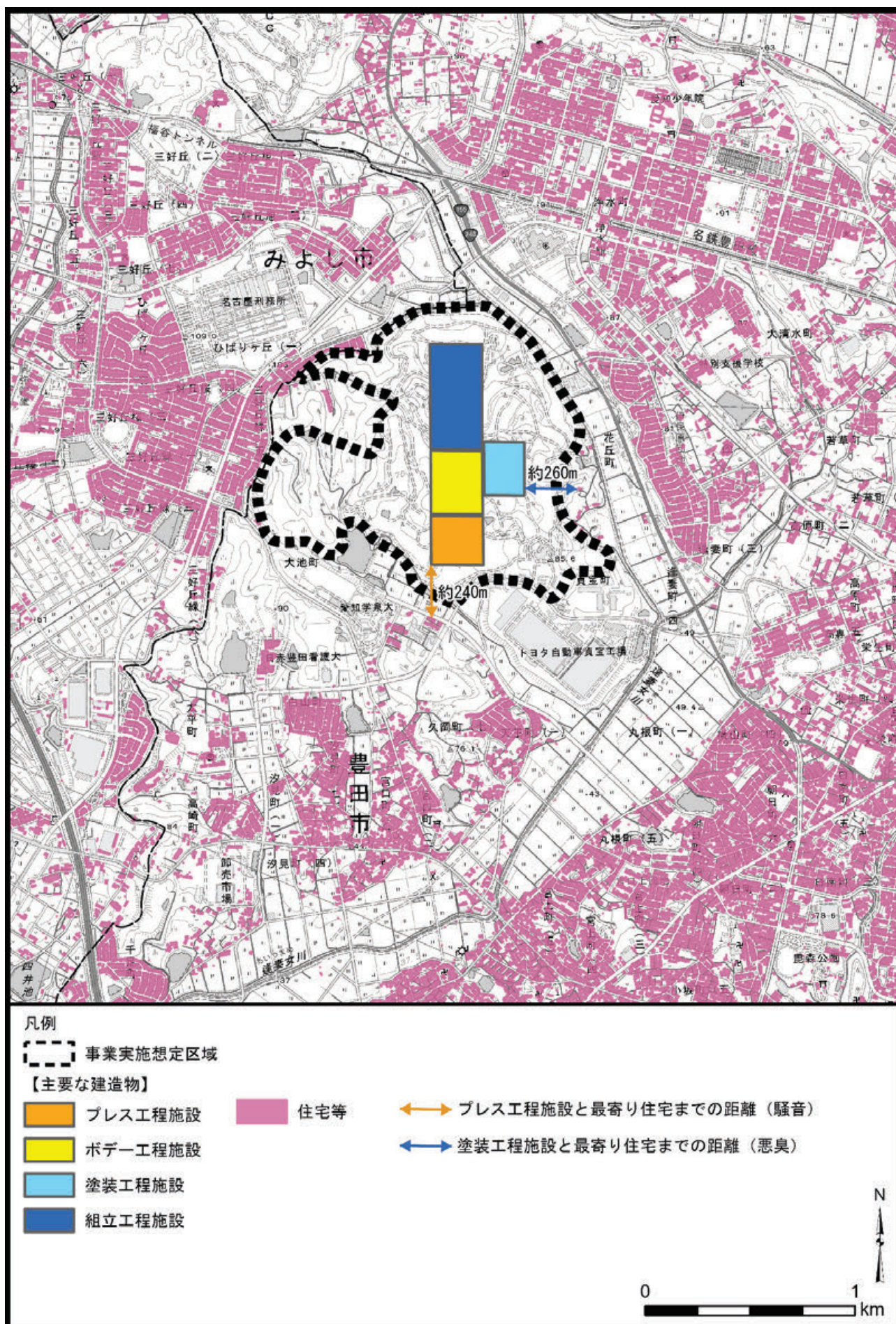
第 4.2.1-1 表 建造物（プレス工程施設）と住宅の位置関係

配置案	プレス工程施設と最寄りの住宅の位置関係
A 案	約 240m（事業実施想定区域南側）
B 案	約 240m（事業実施想定区域南側）
C 案	約 270m（事業実施想定区域北西側）

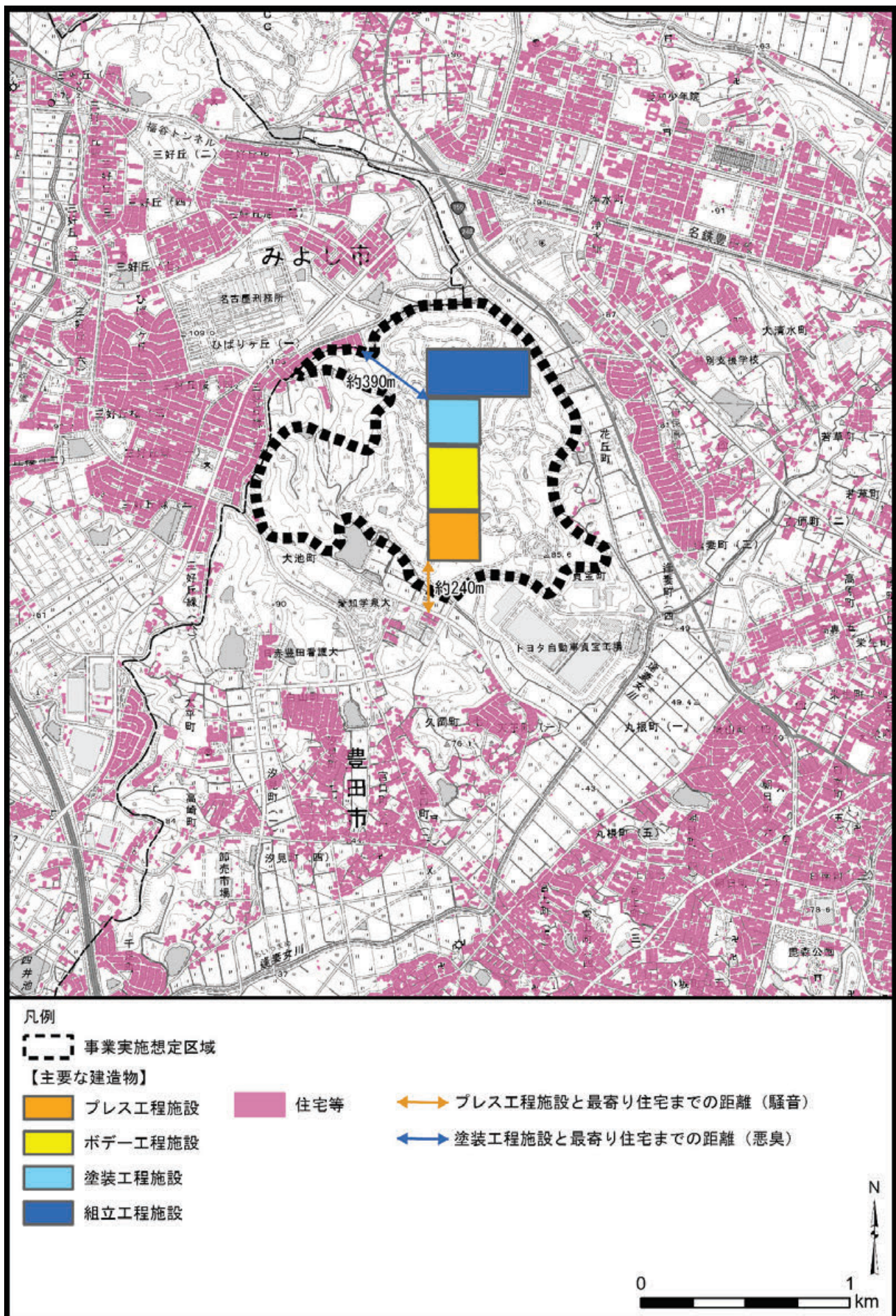
3. 評価

建造物（プレス工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案及び B 案が約 240m、C 案が約 270m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、騒音の影響を最も低減可能な配置と評価する。

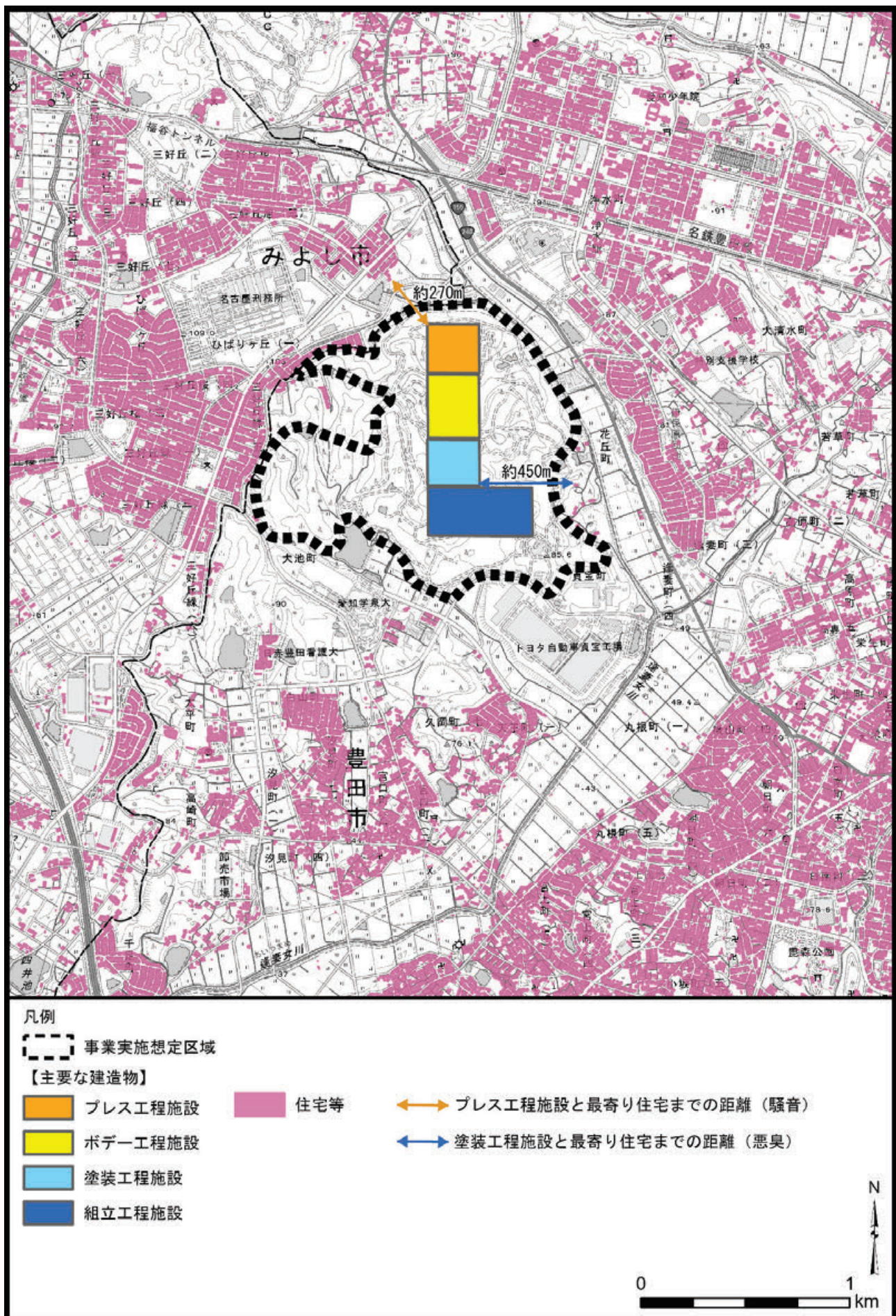
なお、主要な騒音発生源と想定される建造物（プレス工程施設）をはじめ、騒音発生源となる設備機器等については、防音対策等を適切に講じることで、法令に基づく規制基準を遵守するとともに、実行可能な範囲で騒音の影響を低減する対策を講じることとする。



第 4.2.1-1 図(1) 住宅等の分布状況（A 案）



第 4.2.1-1 図(2) 住宅等の分布状況 (B 案)



第 4.2.1-1 図(3) 住宅等の分布状況（C 案）

4.2.2 悪臭

1. 調査

(1) 調査手法

既存資料により、事業実施想定区域の近傍における住宅の分布状況を調査するとともに、主要な臭気発生源と想定される建造物（塗装工程施設）との位置関係を整理した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 調査結果

事業実施想定区域の近傍の住宅の分布状況及び建造物（塗装工程施設）との距離については、第 4.2.1-1 図のとおりである。

2. 予測

(1) 予測手法

複数案を設定した建造物（塗装工程施設）との最寄りの住宅までの距離を整理した。

(2) 予測地域

事業実施想定区域及びその近傍とした。

(3) 予測結果

建造物（塗装工程施設）から最寄りの住宅までの位置関係は、第 4.2.1-1 表のとおりであり、A 案が約 260m、B 案が約 390m、C 案が約 450m である。

第 4.2.2-1 表 建造物（塗装工程施設）と住宅の位置関係

配置案	塗装工程施設と最寄りの住宅の位置関係
A 案	約 260m（事業実施想定区域東側）
B 案	約 390m（事業実施想定区域北西側）
C 案	約 450m（事業実施想定区域東側）

3. 評価

建造物（塗装工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案が約 260m、B 案が約 390m、C 案が約 450m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、悪臭の影響を最も低減可能な配置と評価する。

なお、主要な臭気発生源と想定される建造物（塗装工程施設）をはじめ、臭気発生源となる設備機器等については、臭気発生源に対応した適切な対策を講じることで、法令に基づく規制基準を遵守するとともに、実行可能な範囲で悪臭の影響を低減する対策を講じることとする。

4.2.3 地下水の状況及び地下水質（地下水の状況）

1. 調査

(1) 調査手法

「全国地下水資料台帳調査」（国土交通省ウェブサイト）（以下、「地下水台帳」という。）による事業実施想定区域及びその周囲の井戸の情報収集及び専門家等へのヒアリングにより調査した。

(2) 調査地域

事業実施想定区域及びその周囲とした。

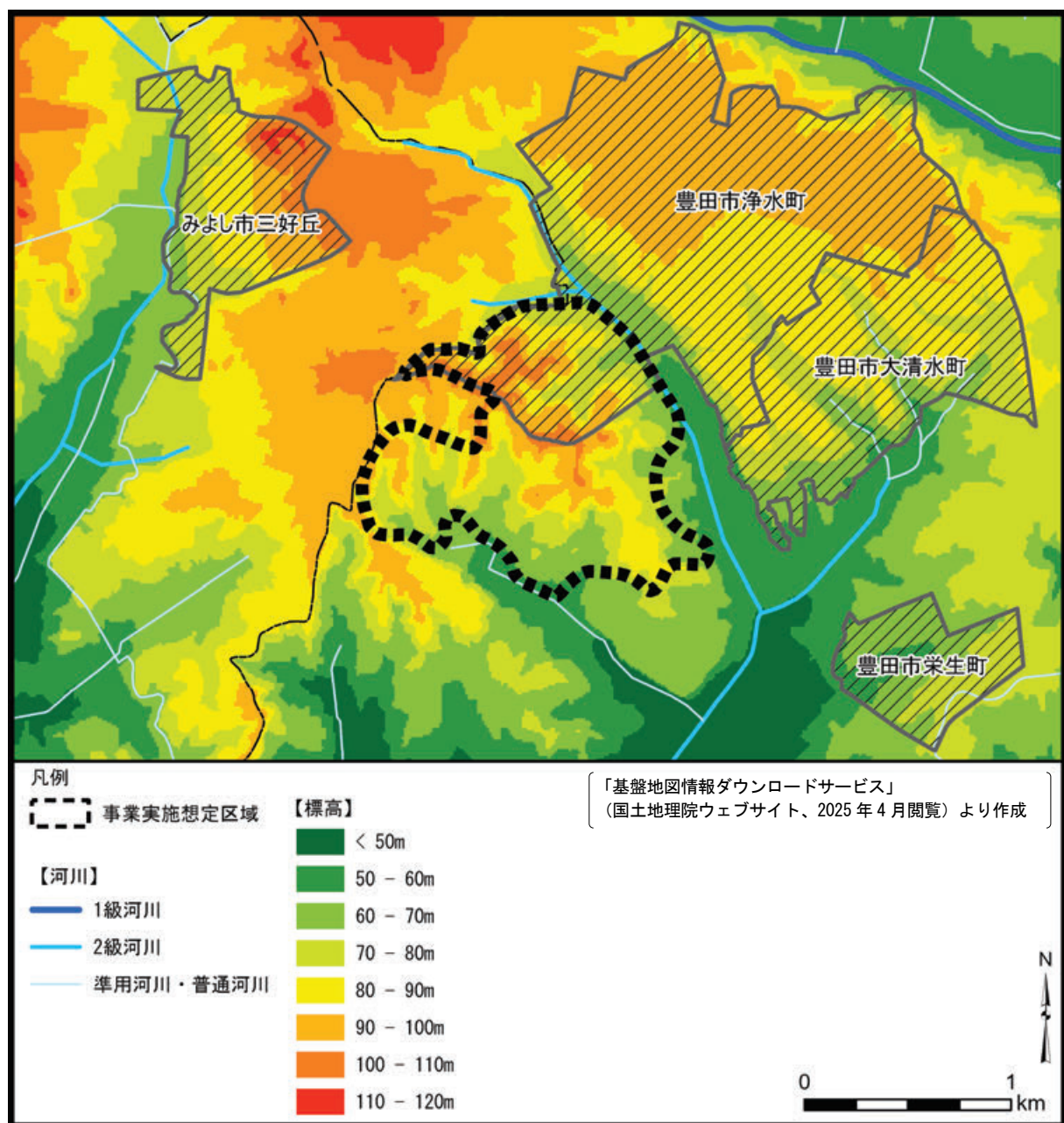
(3) 調査結果

① 既存資料調査

事業実施想定区域及びその周囲に位置する井戸については、地下水台帳に井戸の位置情報は公開されていないことから、井戸の所在地が事業実施想定区域から概ね 1km 圏内の井戸を対象とした。事業実施想定区域と井戸の所在地の位置関係は、第 4.2.3-1 図のとおりであり、地下水に関連する参考情報として、地形（標高）及び河川の情報を示した。

事業実施想定区域及びその周辺に位置する井戸の揚水試験の結果は第 4.2.3-1 表、井戸掘削時の地質情報は第 4.2.3-2 表のとおりである。

また、事業実施想定区域について、「基盤地図情報（数値標高モデル）10m メッシュ（標高）」（国土地理院ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）による標高情報を整理した結果は、第 4.2.3-2 図のとおりである。事業実施想定区域のうち、残置緑地を除く改変区域における標高の最大値は約 107m、最小値は約 55m、平均値は約 81m である。



第 4.2.3-1 図 事業実施想定区域と井戸の所在地の位置関係

第 4.2.3-1 表 揚水試験の結果

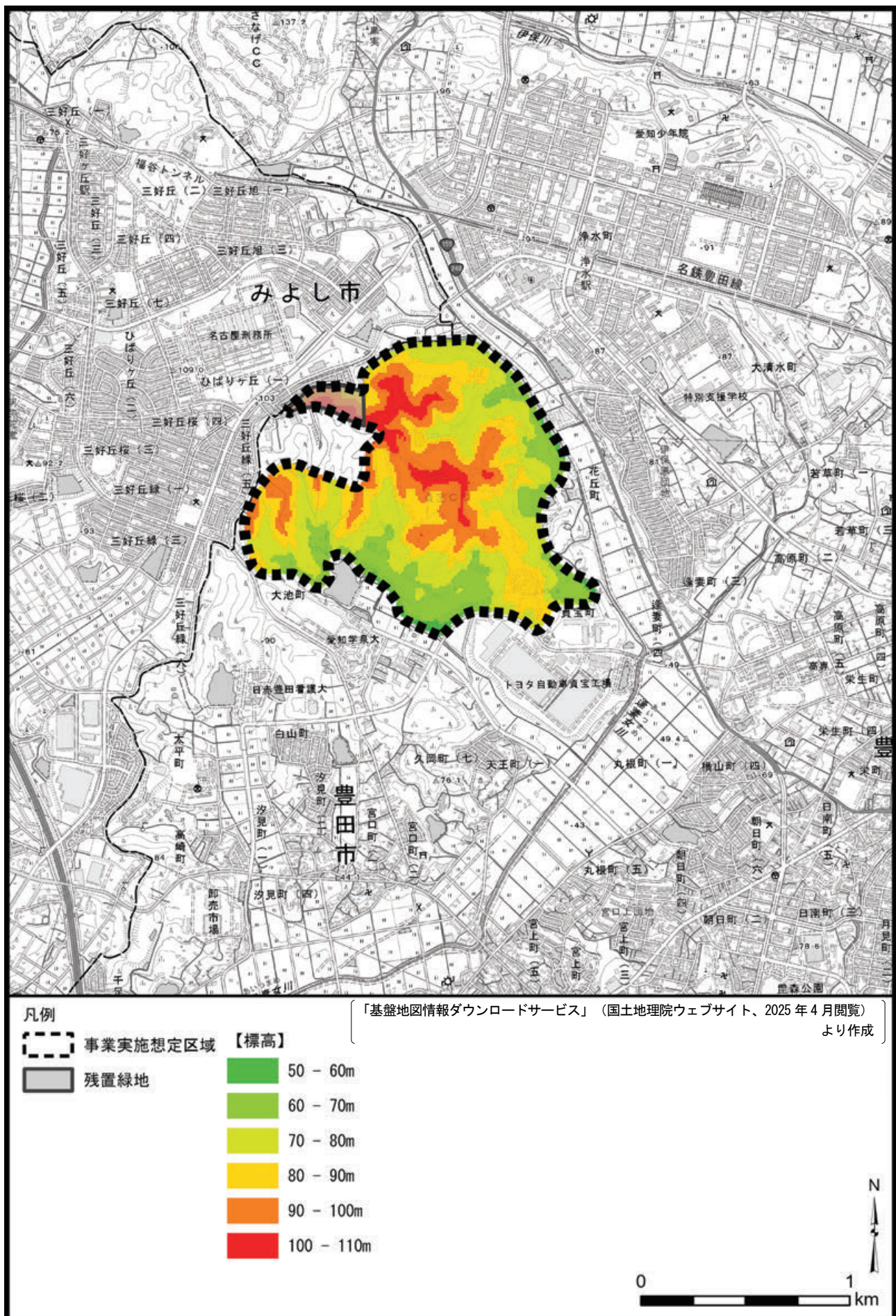
井戸の所在地	地下水 使用目的	地盤標高 (m)	掘削深度 (m)	自然水位 (m)	揚水水位 (m)	揚水量 (m ³ /日)	さく井時期
豊田市大清水町	工業用	90	130	40.97	49.13	903.0	2002 年 8 月～9 月
豊田市浄水町	都市用	90	90	22.95	24.95	167.0	2008 年 8 月～9 月
みよし市三好丘	生活用	80	60	24.00	44.00	43.0	2012 年 5 月
豊田市栄生町 2	都市用	66	70	17.65	26.37	360.0	2012 年 9 月～10 月
豊田市栄生町	その他	65.5	100	25.8	36.4	33.4	2019 年 11 月～2020 年 1 月

〔「全国地下水資料台帳調査」(国土交通省ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧) より作成〕

第 4.2.3-2 表 井戸掘削時の地質情報

豊田市大清水町			豊田市浄水町		
深度(m)		地質名称	深度(m)		地質名称
0.0	～ 1.0	表土	0.0	～ 1.0	表土
1.0	～ 10.0	砂礫	1.0	～ 19.0	粘土混じり玉石
10.0	～ 15.0	粘土混じり砂	19.0	～ 38.0	粘土混じり砂礫
15.0	～ 17.0	粘土	38.0	～ 45.0	粘土
17.0	～ 19.0	砂礫	45.0	～ 50.5	粘土混じり砂礫
19.0	～ 27.5	砂混じり粘土	50.5	～ 59.0	粘土
27.5	～ 36.0	砂礫	59.0	～ 71.0	砂礫混じり砂
36.0	～ 39.0	粘土	71.0	～ 73.0	粘土
39.0	～ 43.0	粘土混じり砂	73.0	～ 76.0	砂
43.0	～ 49.0	粘土	76.0	～ 82.0	粘土
49.0	～ 51.0	粘土混じり砂礫	82.0	～ 90.0	細砂
51.0	～ 56.0	粘土			
56.0	～ 65.0	粘土混じり砂	みよし市三好丘		
65.0	～ 72.0	砂混じり粘土	深度(m)		地質名称
72.0	～ 78.0	粘土	0.0	～ 2.0	表土
78.0	～ 89.0	砂	2.0	～ 32.0	粘土
89.0	～ 121.0	砂礫	32.0	～ 34.0	砂
121.0	～ 124.0	砂混じり粘土	34.0	～ 39.5	小礫混じり粘土
124.0	～ 130.0	粘土混じり砂	39.5	～ 55.0	粘土
			55.0	～ 59.0	粘土混じり砂礫
			59.0	～ 60.0	粘土
豊田市栄生町 2			豊田市栄生町		
深度(m)		地質名称	深度(m)		地質名称
0.0	～ 1.0	盛土	0.0	～ 1.5	埋土
1.0	～ 4.5	砂	1.5	～ 6.0	砂混り砂利（茶）
4.5	～ 5.5	粘土混じり砂	6.0	～ 7.0	粘土（白）
5.5	～ 10.5	砂	7.0	～ 16.5	粘土混り砂利（白茶）
10.5	～ 12.3	粘土混じり砂	16.5	～ 22.5	粘土（青）
12.3	～ 13.0	砂	22.5	～ 27.5	粘土混り砂利（白茶）
13.0	～ 14.1	砂礫	27.5	～ 29.0	粘土（青）
14.1	～ 16.5	砂	29.0	～ 44.0	砂（白）
16.5	～ 18.5	粘土	44.0	～ 56.0	粘土混り砂（白）
18.5	～ 19.0	砂	56.0	～ 57.0	埋木混り粘土
19.0	～ 20.0	粘土混じり砂	57.0	～ 64.0	粘土少量有砂（白）
20.0	～ 21.0	砂	64.0	～ 82.0	砂（白）
21.0	～ 25.5	砂礫	82.0	～ 82.5	粘土（白）
25.5	～ 28.0	粘土混じり砂	82.5	～ 88.0	細砂（白）
28.0	～ 31.6	粘土	88.0	～ 94.0	砂（赤）
31.6	～ 34.0	粘土混じり砂	94.0	～ 95.0	粗砂混り砂（白）
34.0	～ 38.5	砂	95.0	～ 100.0	砂（赤）
38.5	～ 41.4	粘土混じり砂			
41.4	～ 41.8	砂			
41.8	～ 42.7	粘土混じり砂			
42.7	～ 57.1	砂			
57.1	～ 65.5	礫混じり砂			
65.5	～ 70.0	粘土混じり砂			

〔「全国地下水資料台帳調査」(国土交通省ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧)より作成〕



第 4. 2. 3-2 図 事業実施想定区域の標高の状況

② 専門家等へのヒアリング

文献その他の資料のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業実施想定区域及びその近傍における地下水や地盤の環境について得られた情報は、第 4.2.3-3 表のとおりである。

第 4.2.3-3 表 専門家等へのヒアリングの結果（地下水の状況）

専門分野	地下水工学、環境地盤工学		
属性	元大学教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 8 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 事業実施想定区域周辺の地下水利用の目的と、使用量を行政情報等より把握しておく必要がある。		・ 方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。 ・ 第 4.2.3-1 表に地下水使用目的を記載した。	
・ ボーリング調査で地下水位を測定し、地下水等高線を描き、地下水の流れを把握する必要がある。ボーリング調査は、複数層の孔内水位測定を行った方がよい。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際の参考とする。	
・ 用地造成の計画に基づき、地形、地盤構造及び地質の想定断面図並びに平面図を作成し 3 次元的に把握するとよい。地盤構造及び地質の連続性を把握する必要がある。			
・ 造成工事による水位変化を確認するため、工事中から工事終了時まで観測井を残しておくとい。工場の緊急時用の井戸の計画が決まれば、観測井の一つと位置付けるとよい。		・ 工事中の環境監視等を検討する際の参考とする。	
・ ゴルフ場で使用される農薬や肥料が地下水に与える影響を事前に把握すべきである。		・ 方法書以降の環境影響評価の項目を検討する際の参考とする。	

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料及び専門家等へのヒアリング結果から整理した情報をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が地下水の状況に与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 予測結果

事業実施想定区域のうち改変区域は、標高約 55m～約 107m と高低差のある地形であり、切土、盛土等の造成工事による地形の変化や、用地造成後の掘削、埋戻しや建造物等の設置により、雨水等の地下浸透量が変化し、地下水の状況に影響が生じる可能性があると予測する。

また、事業実施想定区域の周囲における井戸掘削時の地質情報によると、不透水層と考えられる粘土層が複数層存在しており、各地点の最も浅い粘土層（不透水層）は、地盤標高 90m の豊田市大清水町で 15～17m、豊田市浄水町で 38～45m、地盤標高 80m のみよし市三好丘で 2～32m、地盤標高 66m の栄生町 2 で 16.5～18.5m、地盤標高 65.5m の栄生町で 6～7m であった。

用地造成に伴う切盛範囲及び建屋掘削深度は、現時点で確定していないが、仮に造成後の地盤高を改変区域の平均標高 81m とした場合、標高の高い場所では約 26m 程度の切土が想定される。このため、改変範囲が不透水層に及ぶ可能性があり、地下水の流れの変化や、帯

水層の水圧の変化による周辺井戸に及ぼす水量、水位変化等の影響が生じる可能性があると予測する。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、地下水の状況について、影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを評価した。

(2) 評価結果

地形改変並びに造成地及び工作物等の存在に伴い、雨水等の地下浸透量に変化が生じ、地下水の状況に影響が生じる可能性がある。

また、用地造成に伴い、切盛範囲が不透水層に及ぶ可能性があり、地下水の流れの変化や、帯水層の水圧の変化による周辺井戸の水量、水位変化等の影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地下水の状況、地盤、地質の状況等を適切に把握するとともに、用地造成の計画を具体化する過程において地下水への影響が生じないよう、切盛範囲及び建屋掘削等の事業計画の詳細検討を行い、地下水の状況について予測及び評価を実施する。

また、造成法面及び施設周辺はできる限り早期に緑化する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.4 動物（重要な種及び注目すべき生息地）

1. 調査

(1) 調査手法

重要な種及び注目すべき生息地の分布状況について、既存資料により調査した。

重要な種については、第3章で抽出された種を対象に、環境類型区分及び分布が想定される環境を勘案し、第4.2.4-1表の動物の主な生息環境ごとに整理した。

また、注目すべき生息地については、既存資料の整理結果を用いた。

第4.2.4-1表 動物の主な生息環境

動物の主な生息環境	事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分
樹林	落葉・針葉樹林、植林、竹林
草地	低木・草地、耕作地
水辺（水田、湿地、池沼）	耕作地、河川・池沼
河川	河川・池沼
市街地等	市街地等

(2) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 調査結果

① 既存資料調査

a. 重要な種の分布状況

既存資料から確認された動物の重要な種は、哺乳類 24 種、鳥類 85 種、爬虫類 5 種、両生類 10 種、魚類 25 種、昆虫類 244 種、クモ類 34 種、貝類 44 種であった。

これらの種について、主な生息環境ごとに整理した結果は、第4.2.4-2表のとおりであり、「樹林」が 214 種、「草地」が 71 種、「水辺（水田、湿地、池沼）」が 174 種、「河川」が 104 種、「市街地等」が 19 種であった。

第 4.2.4-2 表(1) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な生息環境	分類	事業実施想定区域及びその周囲における生息の可能性のある重要な種	種数
樹林	哺乳類	ニホンリス、ムササビ（ホオジロムササビ）、ニホンモモンガ、ヤマネ、ハタネズミ、スミスネズミ、ニホンノウサギ、アズマモグラ、ミズラモグラ、コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ、テングコウモリ、コテングコウモリ、ヤマコウモリ、モリアブラコウモリ、ヒナコウモリ、ツキノワグマ、ニホンテン、アナグマ、ニホンカモシカ	21
	鳥類	ヤマドリ、ヨタカ、ジュウイチ、ツツドリ、カッコウ、ヤマシギ、ミゾゴイ、ハチクマ、クマタカ、イヌワシ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、アオバズク、コノハズク、オオコノハズク、トラフズク、フクロウ、ブッポウソウ、アカショウビン、オオアカゲラ、ハヤブサ、ヤイロチョウ、サンショウクイ、アカモズ、イイジマムシクイ、オオムシクイ、ミソサザイ、キバシリ、マミジロ、クロツグミ、アカハラ、コサメビタキ、コルリ、コマドリ、カワガラス、ビンズイ、ホオアカ、ノジコ	40
	爬虫類	ニホンイシガメ、タカチホヘビ、シロマダラ、ヤマカガシ	4
	両生類	ヒガシヒダサンショウウオ、ミカワサンショウウオ、ヤマトサンショウウオ、ハコネサンショウウオ、オオサンショウウオ、モリアオガエル、カジカガエル	7
	魚類	—	—
	昆虫類	オオゴキブリ、ヒナカマキリ、チビクチキウマ、ミカワクチキウマ、エダナナフシ、ヒラタハナカメムシ、ズイムシハナカメムシ、ホシチャバネセセリ、ホソバセセリ、オナガシジミ、エゾミドリシジミ、オオミドリシジミ、ハヤシミドリシジミ、ミヤマカラシジミ、ウラクロシジミ、ムモンアカシジミ、フジミドリシジミ、キマダラモドキ、クロヒカゲモドキ、オオムラサキ、ギフチョウ、スジボソヤマキチョウ、ヤマキチョウ、フジキオビ、クワトゲエダシヤク、オナガミズアオ本土亜種、ヤネホソバ、シロホソバ、ウスズミケンモン、マダラウスズミケンモン、コシロシタバ、カバフキシタバ、サヌキキリガ、ウスミモンキリガ、ミスジキリガ、ハマダラハルカ、ネグロクサアブ、ダンドナガゴミムシ、セトナガゴミムシ、オオクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカマダラハナムグリ、クロカナブン、トラハナムグリ、トゲフタオタマムシ、クロマダラタマムシ、ツヤヒラタコメツキ、オオキノコムシ、ミスジナガクチキ、オカモトツヤアナハネムシ、ヨコヤマヒゲナガカミキリ、ヒラヤマコブハナカミキリ、クビアカハナカミキリ、ヒメヨツスジハナカミキリ、クロホソコバネカミキリ、オオホソコバネカミキリ、ベニバハナカミキリ、セダコブヤハズカミキリ、トサヒメハナカミキリ、ヤマトヒメハナカミキリ、コトラカミキリ、チャイロヒメコブハナカミキリ、フタコブルリハナカミキリ、ヨツボシカミキリ、ヒメアカハナカミキリ、ヒメカバノキハムシ、チャバネホソミツギリゾウムシ、チビコバンゾウムシ、ホシアシブトハバチ、ルリコシアカハバチ、トサヤドリキバチ、アカズクビナガキバチ、ウマノオバチ、フタツバトゲセイボウ、オオセイボウ、ケブカツヤオオアリ、トゲアリ、キオビホオナガスズメバチ、ヤマトアシナガバチ、スギハラクモバチ、フタモンクモバチ、ガロアギングチ、ササキギングチ、コウライクモカリバチ、ニトベギングチ、キュビギングチ、ニッポントゲアワフキバチ、カラトイスカバチ、ヤスマツヒメハナバチ、クロマルハナバチ、ナミルリモンハナバチ、クズハキリバチ、マイマイツツハナバチ	93
	クモ類	カネコトタテグモ、キノボリトタテグモ、キシノウエトタテグモ、キヌキリグモ、キノボリキヌキリグモ、チクニドヨウグモ、キジロオヒキグモ、コケオニグモ、ニシキオニグモ、トリノフンダマシ、オオトリノフンダマシ、トゲグモ、ムツトゲイセキグモ、ツシマトリノフンダマシ、ワクトツキジグモ、ゲホウグモ、シノビグモ、ミヤマシボグモモドキ、アワセグモ、カトウツケオグモ、オビボソカニグモ	21
	貝類	ゴマオカタニシ、ヤマキサゴ、ピルスブリムシオイ、トウキョウヒラマキガイ、ミジンナタネ、キセルモドキ、ヒラドマルナタネ、エルベリギセル、オクガタギセル、トノサマガセル、ホソヒメギセル、ホソヤカギセル（エンシュウギセル）、ハチノコギセル、オオギセル、ミカワギセル、タカキビ、ウラウズタカキビ、エナクリイロベッコウ、ヒゼンキビ、ヒメハリマキビ、ウメムラシタラ、オオウエキビ、ヒメカサキビ、ヒラベッコウ、カドコオオベソマイマイ、ミヤマヒダリマキマイマイ（ヒラヒダリマキマイマイ）、カタマメマイマイ、ビロウドマイマイ	28

第 4.2.4-2 表(2) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な生息環境	分類	事業実施想定区域及びその周囲における生息の可能性のある重要な種	種数
草地	哺乳類	ハタネズミ、カヤネズミ、ニホンノウサギ、アズマモグラ、アナグマ	5
	鳥類	ヤマドリ、ウズラ、ヒメアマツバメ、ムナグロ、ツバメチドリ、アオバズク、トラフズク、コミミズク、オオムシクイ、シマアオジ、ノジコ	11
	爬虫類	シロマダラ、ヤマカガシ	2
	両生類	—	—
	魚類	—	—
	昆虫類	ウスバカマキリ、タイワンクツワムシ、ハリサシガメ、フタオビマダラカモドキサシガメ、シロヘリツチカメムシ、ヤホシホソマダラ、ホシチャバネセセリ、ホソバセセリ、ギンイチモンジセセリ、コキマダラセセリ、ミヤマチャバネセセリ、チャマダラセセリ、スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種、ゴマシジミ本州中部亜種、ウラギンスジヒョウモン、オオウラギンスジヒョウモン、ツマグロキチョウ、フジキオビ、スキバホウジャク、クワヤマエグリシャチホコ、マエアカヒトリ、アカヘリヤガ、キンタアツバ、チョウセンゴモクムシ、キベリマルクビゴミムシ、オオヒョウタンゴミムシ、クロエンマムシ、エンマムシ、オオフタホシマダラソコガネ、ヨツボシマダラソコガネ、クロモンマダラソコガネ、トラハナムグリ、キオビクビボソハムシ、アオスジクモバチ、アカオビケラトリバチ、フジガバチ	36
	クモ類	ワスレナグモ、シロタマヒメグモ、コガネグモ、トリノフンダマシ、オオトリノフンダマシ、シロオビトリノフンダマシ、アカイロトリノフンダマシ、マメイタイセキグモ、ツシマトリノフンダマシ、エビチャコモリグモ、イサゴコモリグモ、ミナミコモリグモ、オビジガバチグモ、アシナガカニグモ、カトウツケオグモ	15
	貝類	ナガオカモノアラガイ、カタマメマイマイ	2
水辺（水田、湿地、池沼）	哺乳類	モモジロコウモリ、ヤマコウモリ、ヒナコウモリ	3
	鳥類	マガン、オシドリ、トモエガモ、カワアイサ、コウライアイサ、ウズラ、ヒメアマツバメ、クイナ、バン、ヒクイナ、アカエリカイツブリ、セイタカシギ、ケリ、ムナグロ、イカルチドリ、シロチドリ、タマシギ、ホウロクシギ、オオソリハシシギ、オグロシギ、エリマキシギ、キリアイ、ウズラシギ、オジロトウネン、ヒバリシギ、トウネン、ハマシギ、アオシギ、オオジシギ、タカブシギ、ツルシギ、コアジサシ、ヨシゴイ、ゴイサギ、チュウサギ、ミサゴ、オオタカ、チュウヒ、ハイイロチュウヒ、オオワシ、サシバ、コミミズク、ヤマセミ、オオムシクイ	44
	爬虫類	ニホンスッポン	1
	両生類	ミカワサンショウウオ、ヤマトサンショウウオ、オオサンショウウオ、アカハライモリ、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル、モリアオガエル	7
	魚類	ヤリタナゴ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコ、ウシモツゴ、ゼゼラ、イトモロコ、デメモロコ、ドジョウ、トウカイコガタスジシマドジョウ、ホトケドジョウ、ミナミメダカ、ドンコ、トウカイヨシノボリ	13
	昆虫類	ベニイトトンボ、モートンイトトンボ、オオイトトンボ、ネアカヨシヤンマ、アオヤンマ、メガネサナエ、タベサナエ、フタスジサナエ、コサナエ、オグマサナエ、トラフトンボ、ハネビロエゾトンボ、エゾトンボ、ベッコウトンボ、キトンボ、ノシメトンボ、マイコアカネ、マダラナニワトンボ、ミヤマアカネ、ギフヒシバツタ、ニホンアカジマウンカ、ハウチワウンカ、オオアメンボ、エサキアメンボ、イトアメンボ、ホッケミズムシ、ミヤケミズムシ、コオイムシ、タガメ、タイコウチ、ヒメタイコウチ、ミズカマキリ、コバンムシ、ヤマトセンブリ、ギンボシツツトビケラ、ハイイロボクトウ、ヤホシホソマダラ、ヒメシジミ本州・九州亜種、ヒメヒカゲ本州西部亜種、ヒョウモンモドキ、オオヒカゲ、ウラナミジャノメ本土亜種、スゲドクガ、ミヤノスゲドクガ、クビグロケンモン、ガマヨトウ、カギモンハナオイアツバ、エゾスジヨトウ、シラユキコヤガ、キスジウスキヨトウ、ウスベニキヨトウ、オオチャバネヨトウ、ギンモンアカヨトウ、イグチケブカゴミムシ、クロゲンゴロウ、ゲンゴロウ、シマゲンゴロウ、サメハダマルケンゲンゴロウ、ケンゲンゴロウ、キベリクロヒメゲンゴロウ、コウベツブゲンゴロウ、ルイスツブゲンゴロウ、シャープツブゲンゴロウ、マルチビゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、オオミズスマシ、コミズスマシ、ミズスマシ、クロホシコガシラミズムシ、ヒメコガシラミズムシ、マダラコガシラミズムシ、キボシチビコツブゲンゴロウ、カワラゴミムシ、ヤマトホソガムシ、マルヒラタガムシ、スジヒラタガムシ、コガムシ、エゾコガムシ、ガムシ、シジミガムシ、サトヤマシモフリコメツキ、ヘイケボタル、オオルリハムシ、カツラネクイハムシ、キヌツヤミズクサハムシ、カギアシゾウムシ、ヒシチビゾウムシ、アケボノクモバチ	88
	クモ類	テジロハリゲコモリグモ、ミナミコモリグモ、パパバシリグモ	3
	貝類	ササノハ、イシガイ、カタハガイ、カラスガイ族、マシジミ、マルタニシ、カワコザラ、ミズコハクガイ、ヒラマキミズマイマイ、トウキョウヒラマキガイ、ヒメヒラマキミズマイマイ、ヒラマキモドキ、ナガオカモノアラガイ、ナタネキバサナギ、ホソヤカギセル（エンシユウギセル）	15

第 4.2.4-2 表(3) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な生息環境	分類	事業実施想定区域及びその周囲における生息の可能性のある重要な種	種数
河川	哺乳類	カヤネズミ、カワネズミ、モモジロコウモリ	3
	鳥類	オシドリ、カワアイサ、コウライアイサ、ウズラ、ヒクイナ、イカルチドリ、シロチドリ、メダイチドリ、オオソリハシシギ、ヒバリシギ、トウネン、コアジサシ、ヨシゴイ、ゴイサギ、トラフズク、ヤマセミ、コヨシキリ、シマアオジ	18
	爬虫類	ニホンスッポン	1
	両生類	トノサマガエル	1
	魚類	スナヤツメ南方種、スナヤツメ類、ニホンウナギ、ヤリタナゴ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコ、カワヒガイ、イトモロコ、ドジョウ、ニシシマドジョウ、トウカイコガタスジシマドジョウ、アジメドジョウ、ネコギギ、アカザ、ニッコウイワナ、サツキマス（アマゴ）、ミナミメダカ、カマキリ、カジカ、ウツセミカジカ（淡水性両側回遊型）、ドンコ	21
	昆虫類	ゲンバイトンボ、アオハダトンボ、キイロサナエ、ナゴヤサナエ、メガネサナエ、タベサナエ、キイロヤマトンボ、ハネビロエゾトンボ、ミヤマアカネ、フライソンアミメカワゲラ、オオギカタビロアメンボ、ミヤケミズムシ、コオイムシ、ミズカマキリ、ナベブタムシ、オオナガレトビケラ、モセリーヒゲナガトビケラ、イトウホソバトビケラ、ヒトスジキソトビケラ、アシナガモモブトスカシバ、ハイイロボクトウ、ヤホシホソマダラ、オナガシジミ、カギモンハナオイアツバ、カスミハネカ、イグチケブカゴミムシ、アイヌハンミョウ、キボシケシゲンゴロウ、サメハダマルケシゲンゴロウ、キボシツブゲンゴロウ、コウベツブゲンゴロウ、キベリマメゲンゴロウ、コミズスマシ、ミズスマシ、コオナガミズスマシ、カワラゴミムシ、コガムシ、アヤスジミゾドROMシ、ヨコミゾドROMシ、クロサワドROMシ、ケスジドROMシ、ジュウジミズギワコメツキ、ヘイケボタル、キオビクビボソハムシ、カギアシゾウムシ、アケボノクモバチ、キヌゲハキリバチ	47
	クモ類	—	—
	貝類	ササノハ、イシガイ、カタハガイ、カラスガイ族、マシジミ、マルタニシ、オオタニシ、クロダカワニナ、モノアラガイ、カワコザラ、トウキョウヒラマキガイ、ナタネキバサナギ、カタマメマイマイ	13
市街地等	哺乳類	ムササビ（ホオジロムササビ）、キクガシラコウモリ、ヒナコウモリ、アナグマ	4
	鳥類	ヒメアマツバメ、ツバメチドリ、ビンズイ	3
	爬虫類	シロマダラ	1
	両生類	—	—
	魚類	—	—
	昆虫類	モンズズメバチ、コウライクモカリバチ、ヤマトスナハキバチ本土亜種、ニッポンハナダカバチ、キアシハナダカバチモドキ、カラトイスカバチ、キゴシジガバチ	7
	クモ類	キノボリトタテグモ、キシノウエトタテグモ、アカイロトリノフンダマシ、ツシマトリノフンダマシ	4
	貝類	—	—

注：1. 重要な種の主な生息環境を示しており、上記以外の環境に生息する場合もある。

2. 「—」は、主な生息環境において、該当する重要な種がないことを示す。

b. 注目すべき生息地

既存資料より第 4.2.4-3 表の選定根拠に基づき選定した事業実施想定区域及びその周囲の注目すべき生息地は、第 4.2.4-4 表及び第 4.2.4-1 図のとおりである。

注目すべき生息地として重要湿地に指定されている「濃尾平野外縁部のため池群」及び KBA に指定されている「濃尾平野外縁部」の一部が事業実施想定区域に含まれる。

第 4.2.4-3 表 注目すべき生息地の選定根拠

	選定根拠	選定基準（略称・記号）	参考文献等
全 国	①「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）により指定されているもの	国指定特別天然記念物（特天） 国指定天然記念物（国天）	「国指定文化財等データベース」（文化庁ウェブサイト）
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）により指定されているもの	生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」（環境省ウェブサイト）
	③「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）により登録されているもの	ラムサール条約湿地	「ラムサール条約と条約湿地」（環境省ウェブサイト）
	④「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」により選定されているもの	重要湿地	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省ウェブサイト）
	⑤IBA（Important Bird Areas）プログラム（国際的な鳥類保護組織である Bird Life International が、世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同実施している事業）により選定されているもの	IBA 基準生息地	「IBA 白書 2010」（財団法人日本野鳥の会、2010 年）
	⑥KBA（Key Biodiversity Area）生物多様性保全の鍵になる重要な地域に選定されているもの	KBA	「KBA マップ」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト）
県・関係市	⑦地方公共団体により指定されているもの	愛知県指定天然記念物（県天） 豊田市指定天然記念物（豊天） 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づき指定されている生息地等保護区（指定）	「文化財ナビ愛知」（愛知県ウェブサイト） 「豊田市の文化財（指定・登録・選定）」（豊田市ウェブサイト） 「条例に基づく希少野生動植物の保護」（愛知県ウェブサイト）

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 4 月である。

第 4.2.4-4 表 注目すべき生息地

名 称	選定根拠							備 考
	国						県・関係市	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
濃尾平野外縁部のため池群	—	—	—	重要湿地	—	—	—	濃尾平野外縁部のため池群は、ため池群や氾濫原が貴重な種の生息地として重要湿地に選定されている。
濃尾平野外縁部	—	—	—	—	—	KBA	—	愛知県みよし市、愛知県豊田市を含む範囲が保護区として、KBA に選定されている。

注：選定根拠の欄の記号は、第 4.2.4-3 表に基づくものであり、「—」は該当しないことを示し、同表の参考文献等の欄の情報に基づき作成した。



第 4.2.4-1 図 注目すべき生息地の分布状況

② 専門家等へのヒアリング

既存資料のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業実施想定区域及びその周囲に生息する種及び生息地について得られた情報は、第 4.2.4-5 表のとおりである。

第 4.2.4-5 表(1) 専門家等へのヒアリングの結果（哺乳類）

専門分野	哺乳類		
属性	大学准教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 19 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 事業実施想定区域の大部分を占めるゴルフ場は、草地・芝生の面積が広く、モグラも食物連鎖の主要な種であると考えられる。		・ 配慮書本編の第 3.1-14 図の食物連鎖模式図を見直した。	
・ 第 4 章の第 4.2.4-2 表の哺乳類の記載について、樹林に、ニホンモモンガ、ニホンテン、ヒナコウモリ、ヤマコウモリを含めた方がよい。 草地に、アナグマを含めた方がよい。 水辺に、ヒナコウモリを含めた方がよい。 河川に、カヤネズミ、カワネズミ、モモジロコウモリを含めた方がよい。 市街地に、アナグマを含めた方がよい。		・ 第 4.2.4-2 表の哺乳類の記載を見直した。	
・ オヒキコウモリは名古屋城でも確認されており、事業実施想定区域周辺にも生息していると考えられる。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際に、調査手法及び調査位置の参考とする。	
・ ゴルフ場は、モグラが生息している可能性がある。アズマモグラは重要種であり、可能な限り種同定を行うとよい。			
・ 事業実施想定区域内に河川はないが、排水を河川放流するため、周辺河川の生物への影響も調査した方がよい。事業実施想定区域周辺の田と河川は、動物のコリドーとして利用が想定されるため、河川の水生生物以外に河川を利用する陸生動物も調査すべきである。			

第 4.2.4-5 表(2) 専門家等へのヒアリングの結果（鳥類）

専門分野	鳥類		
属性	鳥類保護団体 代表	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 18 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 文献調査に関して、使用文献でこの地域の鳥類相は網羅的に把握できている。		・ 方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。	
・ 文献調査で、シギ・チドリがリストに上がっているが、事業地内よりも周辺の池等の方が生息に適した環境がある。オシドリ、他のカモ類なども生息の可能性があるが、矢作川近辺の方が主たる生息環境と思われる。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際に、周辺調査の範囲や夜間調査の手法の参考とする。	
・ ヨタカは、裸地があると抱卵の可能性があるが、ゴルフ場が適しているか、夜間調査で確認するとよい。			
・ 林があり、冬鳥は色々な種が飛来すると思われる。オオコノハズクが越冬している可能性もある。周辺にも同様の環境が存在しており、現地調査で把握するとよい。			

第 4.2.4-5 表 (3) 専門家等へのヒアリングの結果（昆虫類）

専門分野	昆虫類		
属性	大学准教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 22 日
意見の概要		事業者の対応	
・ 文献調査に関して、「グリーンデータブックあいち 2018」等でこの地域は網羅的に把握できている。		・ 方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。	
・ ヒナカマキリに関しては、ヒメカマキリ又はサツマヒメカマキリの同定間違いの可能性があるとの論文があったため、確認しておくといふ。		・ 配慮書本編の第 3.1-43 表の昆虫類の重要な種の注釈に「ヒナカマキリは、ヒメカマキリ又はサツマヒメカマキリの可能性がある。」を記載した。	
・ 文献調査において、事業実施想定区域内に湿地等の存在が確認されており、湿地性のヒメタイコウチ、モートンイトトンボ等の重要な種の生息の可能性がある。 ・ ゴルフ場内のシイ・カシ二次林では、アカシジミといった二次林の環境に特徴的な種が確認される可能性がある。		・ 方法書以降の現地調査等を検討する際の参考とする。	

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料及び専門家等へのヒアリング結果から整理した重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の分布状況をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が重要な種及び注目すべき生息地に与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

① 動物の重要な種への影響

既存資料調査及び専門家等へのヒアリング結果をもとに整理した重要な種への影響の予測結果は、第 4.2.4-6 表のとおりである。

事業実施想定区域は、「樹林」と「草地」で占められ、一部に「水辺（水田、湿地、池沼）」、「市街地等」が分布している。このため、「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」を生息環境とする重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。

「河川」については、事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

第 4.2.4-6 表 重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	対象種	影響の予測結果
樹林	214 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。
草地	71 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。
水辺 (水田、湿地、池沼)	174 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。
河川	104 種	事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないと予測する。
市街地等	19 種	事業実施想定区域に主な生息環境が分布することから、直接改変により生息環境が変化する可能性があるとして予測する。

② 注目すべき生息地への影響

事業実施想定区域においては、注目すべき生息地として、重要湿地及び KBA の一部が含まれることから、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により影響が生じる可能性があるとして予測する。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲に生息する重要な種及び注目すべき生息地について、重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減できるかどうかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」に生息する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生息環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

一方、「河川」を生息環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。

また、重要湿地及び KBA の一部が事業実施想定区域に含まれることから、注目すべき生息地については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があるとして評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生息する動物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。

また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.5 植物（重要な種及び群落）

1. 調査

(1) 調査手法

重要な種及び重要な群落の分布状況について、既存資料により調査した。

重要な種については、第3章で抽出された種を対象に、環境類型区分及び分布が想定される環境を勘案し、第4.2.5-1表の植物の主な生育環境ごとに整理した。

また、重要な群落については、既存資料の整理結果を用いた。

第4.2.5-1表 植物の主な生育環境

植物の主な生育環境	事業実施想定区域及びその周囲の環境類型区分
樹林	落葉・針葉樹林、植林、竹林
草地	低木・草地、耕作地
水辺（水田、湿地、池沼）	耕作地、河川・池沼
河川	河川・池沼
市街地等	市街地等

(2) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 調査結果

① 既存資料調査

a. 重要な種の分布状況

既存資料から確認された植物の重要な種は、388種の維管束植物が確認された。

これらの種について、主な生育環境ごとに整理した結果は、事業実施想定区域及びその周囲において生育の可能性のある重要な種は、第4.2.5-2表のとおりであり、「樹林」が214種、「草地」が105種、「水辺（水田、湿地、池沼）」が159種、「河川」が7種、「市街地等」が5種であった。

第 4.2.5-2 表(1) 主な生育環境別の重要な種の整理結果

主な 生育環境	事業実施想定区域及びその周囲における生育の可能性のある重要な種	種数
樹林	アスヒカズラ、スギラン、ヒメク라마ゴケ、イヌカタヒバ、シチトウハナワラビ、ナガホノナツノハナワラビ、ヒロハハナヤスリ、マツバラン、コケホラゴケ、ミカワコケシノブ、ヤマソテツ、イシカグマ、タキミシダ、ミカワイワガネ、ナカミシシラン、マツサカシダ、ヒノキシダ、コタニワタリ、ミヤマワラビ、オオカグマ、ホソバシケチシダ、ウスバシケシダ、アサマシケシダ、コヒロハシケシダ、ミヤマシケシダ（狭義）、ミドリワラビ、ウスバミヤマノコギリシダ、ツクシイワヘゴ、シラネワラビ、サクライカグマ、ヌカイタチシダ、ワカナシダ、オワセベニシダ、ナガサキシダ、ホソイノデ、ホテイシダ、クラガリシダ、ミカワノキシノブ、オオクボシダ、イワオモダカ、コウヤマキ、ネズミサシ、イチイ、オオバウマノスズクサ、ニッケイ、キシダマムシグサ、ヤマトテンナンショウ、ユモトマムシグサ、ミクニテンナンショウ、ミヤママムシグサ、サクライソウ、ヒナノシャクジョウ、ウチワドコロ、キクバドコロ、ホンゴウソウ、エンレイソウ、ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、キンラン、ササバギラン、ユウシュンラン、カンラン、マヤラン、クマガイソウ、イチヨウラン、セッコク、タシロラン、マツラン、アキザキヤツシロラン、シュスラン、ヒナチドリ、ホクリクムヨウラン、ウスキムヨウラン、クロムヨウラン、スズムシソウ、フウラン、コフタバラン、ツクシサカネラン、ヤマサギソウ、ヒメシャガ、マイヅルソウ、オオタマツリスゲ、タカネマスカサ、ジングウスゲ、ニシノホンモンジスゲ、アオヒエスゲ、ホソバカンスゲ、ハネガヤ、トウササクサ、イブキヌカボ、シダミコザサ、ヒゲシバ、ナガミノツルケマン、ヤマブキソウ、ヘビノボラズ、イカリソウ、アズマイチゲ、レンゲショウマ、キケンショウマ、カザグルマ、ハコネシロカネソウ、ミスミソウ、スハマソウ、シギンカラマツ、ツゲ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、ダンドミズキ、ヤシャビシャク、ヤブサンザシ、ミカワショウマ、キバナハナネコノメ、ツルネコノメソウ、チシマネコノメソウ、ベンケイソウ、アオベンケイ、オオバナスビトハギ、イタチササゲ、チョウセンキハギ、ミソナオシ、ヨツバハギ、ビワコエビラフジ、クマヤマガミ、ハコネグミ、アリماغミ、ケンボナシ、コバノチョウセンエノキ、カキノキ、ミヤマミズ、テリハキンバイ、ミヤマモミジイチゴ、シリブカガシ、ナラガシワ、フモトミズナラ、ウダイカンバ、オノオレカンバ、シラヒゲソウ、コミヤマカタバミ、ミヤマカタバミ、コタチツボスミレ、スミレサイシン、ミツバフウロ、ホソエカエデ、カジカエデ、ハウチワカエデ、メグスリノキ、クロビイタヤ、カラコギカエデ、コンロンソウ、マルバタネツケバナ、オオツルイタドリ、サトヤマタデ、コミゾソバ、マダイオウ、オオヤマフスマ、ワダソウ、ヒゲネワチガイソウ、ツカモトハコベ、エンシュウツリフネソウ、シロバイ、オオイワカガミ、サラサドウダン、シャクジョウソウ、ハナヒリノキ、ホンシャクナゲ、ナガバジュズネノキ、キクムグラ、ホソバノツルリンドウ、コイケマ、クサナギオゴケ、タチガシワ、ヤマホオズキ、アオホオズキ、ハイルリソウ、ハシドイ、ヤマトラノオ、ヒナノウスツボ、ツルウリクサ、タチキランソウ、ジュウニヒトエ、ジャコウソウ、マネキグサ、シロネ、ヤマジソ、シマジタムラソウ、シナノアキギリ、イブキジャコウソウ、クチナシグサ、ミカワシオガマ、キヨスミウツボ、ナナミノキ、ミヤマウメモドキ、ソバナ、ホソバノヤマハハコ、イワヨモギ、オオガシラソウ、シロバナタカアザミ、ヒダアザミ、ワタムキアザミ、サワアザミ、イズハハコ、オオモミジガサ、ヤマタイミンガサ、アキノハハコグサ、ホクチアザミ、ミヤコアザミ、ミカワトウヒレン、イワニンジン	214
草地	アスヒカズラ、ヒメク라마ゴケ、ヒロハハナヤスリ、イシカグマ、ミヤマワラビ、ウスバシケシダ、アサマシケシダ、ミヤマシケシダ（狭義）、サクライカグマ、オオバウマノスズクサ、ヤマトテンナンショウ、ウチワドコロ、キクバドコロ、ヤマサギソウ、ヤマトキソウ、コキンバイザサ、ヒオウギ、アヤメ、イトテンツキ、スナジスゲ、ツルカミカワスゲ、ジングウスゲ、ニシノホンモンジスゲ、アオヒエスゲ、ハネガヤ、ウンヌケモドキ、ウンヌケ、イブキヌカボ、ナガミノツルケマン、ヤマブキソウ、アズマイチゲ、オキナグサ、シギンカラマツ、ベニバナヤマシャクヤク、ヤブサンザシ、ベンケイソウ、シバハギ、サイカチ、オオバナスビトハギ、イタチササゲ、レンリソウ、イヌハギ、ミソナオシ、ヨツバハギ、ビワコエビラフジ、アリماغミ、ミヤマミズ、テリハキンバイ、ミヤマモミジイチゴ、ミヤマワレモコウ、ウダイカンバ、コタチツボスミレ、スミレサイシン、ミツバフウロ、クロビイタヤ、コンロンソウ、マルバタネツケバナ、オオツルイタドリ、サトヤマタデ、マダイオウ、オオヤマフスマ、ワダソウ、ヒゲネワチガイソウ、ツカモトハコベ、カワラアカザ、ノジトラノオ、イワカガミ、ハナヒリノキ、キクムグラ、コケリンドウ、ホソバノツルリンドウ、ムラサキセンブリ、コイケマ、フナバラソウ、クサナギオゴケ、スズサイコ、ヤマホオズキ、ホタルカズラ、ハシドイ、ヤマトラノオ、ツルウリクサ、ジュウニヒトエ、ジャコウソウ、シロネ、シオガマギク、ヒキヨモギ、オオヒキヨモギ、ナナミノキ、ソバナ、バアソブ、キキョウ、ヒメヨモギ、ヒメシオン、ヤマジノギク、シオン、オオガシラソウ、モリアザミ、シロバナタカアザミ、ヒダアザミ、ワタムキアザミ、カセンソウ、ホクチアザミ、ミカワトウヒレン、イブキボウフウ、マツムシソウ	105

第 4.2.5-2 表(2) 主な生息環境別の重要な種の整理結果

主な生育環境	事業実施想定区域及びその周囲における生育の可能性のある重要な種	種数
水辺 (水田、 湿地、 池沼)	ヤチスギラン、ミズニラ、イヌスギナ、デンジソウ、オオアカウキクサ、アカウキクサ、サンショウモ、ニッコウシダ、コウホネ、ヒメコウホネ、シデコブシ、イワショウブ、マルバオモダカ、アギナシ、セトヤナギスズタ、マルミスズタ、スズタ、ヤナギスズタ、トチカガミ、ムサシモ、ヒロハトリゲモ、イトトリゲモ、オオトリゲモ、ミズオオバコ、シバナ、イトモ、コバノヒルムシロ、ヒルムシロ、センニンモ、オヒルムシロ、ツツイトモ、カワツルモ、ミカワバイケイソウ、サワラン、オオミヤマウズラ、ミズトンボ、サギソウ、ムカゴトンボ、ミズチドリ、ヤマサギソウ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、カキツバタ、ミズアオイ、ミクリ、ヤマトミクリ、ナガエミクリ、ヒメミクリ、ミカワイヌノヒゲ、ツクシクロイヌノヒゲ、シラタマホシクサ、クロホシクサ、アオミヤマカンスゲ、アワボスゲ、ヤブスゲ、ツルカミカワスゲ、ヌマガヤツリ、オオシロガヤツリ、ヒメガヤツリ、カガシラ、ミスミイ、セイタカハライ、マシカクイ、トネテンツキ、トラノハナヒゲ、オオイヌノハナヒゲ、シズイ、ミカワシンジュガヤ、コシンジュガヤ、ヒメコヌカグサ、ヒナザサ、ヒメタイヌビエ、ウキシバ、ナリヒラダケ、オニシバ、ヘビノボラズ、エンコウソウ、カザグルマ、ナメラダイモンジソウ、タコノアシ、タチモ、サイカチ、レンリソウ、トキホコリ、マメナシ、ミヤマワレモコウ、サクラバハノキ、シラヒゲソウ、キヌヤナギ、アゼオトギリ、ヒメミソハギ、ミズマツバ、ミズキカシグサ、ヒメビシ、オニビシ、ウスゲチョウジタデ、ハナノキ、カラコギカエデ、ハマボウ、ミズタガラシ、マルバタネツケバナ、コイヌガラシ、ヒメタデ、サイコクヌカボ、トヨボタニソバ、ナガバノウナギツカミ、コミゾソバ、ヌカボタデ、オオミゾソバ、コギシギシ、ノダイオウ、ナガバノイシモチソウ、イシモチソウ、ハマアカザ、ノジトラノオ、クリンソウ、サクラソウ、イヌセンブリ、ヒメナエ、ヒトツバタゴ、トネリコ、マルバノサワトウガラシ、オオアブノメ、ヒシモドキ、カワヂシャ、ケブカツルカコソウ、シロネ、ミズネコノオ、ミズトラノオ、シマジタムラソウ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、スズメノハコベ、ゴマクサ、ミカワシオガマ、シオガマギク、ヒキヨモギ、ノタヌキモ、イヌタヌキモ、ミカワタヌキモ、コタヌキモ、タヌキモ、ヒメタヌキモ、ムラサキミカキグサ、ヒメミミカキグサ、ミヤマウメモドキ、ミツガシワ、ガガブタ、アサザ、ヒメヨモギ、ヒメシオン、シオン、ムラサキトキンソウ、ミズギク、ミコシギク、ヤマタバコ、ミヤコアザミ、ウラギク	159
河川	センニンモ、オヒルムシロ、ミクリ、ナガエミクリ、ナリヒラダケ、クロビイタヤ、ミズタガラシ	7
市街地等	イヌカタヒバ、ウスバシケシダ、スナジスゲ、イヌノフグリ、オナモミ	5

注：重要な種の主な生育環境を示しており、上記以外の環境に生育する場合もある。

b. 重要な群落

既存資料より第 4.2.5-3 表の選定根拠に基づき選定した事業実施想定区域及びその周囲の重要な群落等は、第 4.2.5-4 表及び第 4.2.5-1 図のとおりである。

植物の重要な群落等として「三好湿原」、植生自然度 10 の群落として「ヌマガヤオーダー」、「ヨシクラス」及び「ツルヨシ群集」が、植生自然度 9 の群落として「カナメモチーコジイ群集」及び「ヤナギ高木群落 (VI)」が分布する。

また、「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(グランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧)によれば、湿地湿原として「大池東湿地」、「大池西湿地」及び「浄水南湿地」が分布する。

第 4.2.5-3 表 植物の重要な群落等の選定根拠

選定根拠		選定基準 (略称・記号)	参考文献等
国	①「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)により指定されているもの	国指定特別天然記念物 (特天) 国指定天然記念物 (国天)	「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)
	②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)により指定されているもの	生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」(環境省ウェブサイト)
	③環境省の自然環境保全基礎調査報告書に取り上げられているもの	特定植物群落	「第二回緑の国勢調査ー第 2 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、1983 年) 「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、1979 年) 「日本の重要な植物群落II(東海版)」(環境庁、1988 年) 「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、2000 年)
	④環境省の自然環境保全基礎調査植生調査による現存植生図のうち植生自然度の高い群落	植生自然度 10 及び 9	「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年) 「生物多様性情報システム 自然環境保全基礎調査」(環境省ウェブサイト)
県・関係市	⑤地方公共団体により指定又は取り上げられているもの	愛知県指定天然記念物 (県天) 豊田市指定天然記念物 (豊天) 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき指定されている生息地等保護区 (指定) 「あいちの生物多様性ポテンシャル 気付く・まもる・つなげるマップ 植物拠点図」に取り上げられている湿地湿原 (県湿)	「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト) 「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト) 「条例に基づく希少野生動植物の保護」(愛知県ウェブサイト) 「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(グランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト)
その他	⑥「植物群落レッドデータ・ブック」に取り上げられているもの	緊急に対策必要 ランク 4 対策必要 ランク 3 破壊の危機 ランク 2 要注意 ランク 1	「植物群落レッドデータ・ブック」(我が国における保護上重要な植物種及び植物群落研究委員会植物群落分科会、1996 年)

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 4 月である。

第 4.2.5-4 表 事業実施想定区域及びその周囲の植物の重要な群落等

図中 番号	名 称	選定根拠					
		国				県・関係市	その他
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	三好湿原	—	—	○	—	—	ランク 3
2	ヌマガヤオーダー	—	—	—	植生自然度 10	—	—
3	ヨシクラス	—	—	—	植生自然度 10	—	—
4	ツルヨシ群集	—	—	—	植生自然度 10	—	—
5	カナメモチーコジイ群集	—	—	—	植生自然度 9	—	—
6	ヤナギ高木群落 (VI)	—	—	—	植生自然度 9	—	—
7	スギ・ヒノキ植林	—	—	—	—	—	ランク 2
8	大池東湿地	—	—	—	—	県湿	—
9	大池西湿地	—	—	—	—	県湿	—
10	浄水南湿地	—	—	—	—	県湿	—

注：1. 図中番号は、第 4.2.5-1 図に対応している。

2. 選定根拠の欄の記号は、第 4.2.5-3 表に基づくものであり、「○」は該当すること、「—」は該当しないことを示し、同表の参考文献等の欄の情報に基づき作成した。

c. 巨樹・巨木林

巨樹・巨木林は、事業実施想定区域及びその周囲を対象に、「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（環境省、2001 年）、「文化財ナビ愛知」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）、「豊田市の文化財（指定・登録・選定）」（豊田市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）等の既存資料により整理した。

整理した結果、事業実施想定区域及びその周囲に該当するデータは確認されなかった。



第4.2.5-1 図 事業実施想定区域及びその周囲における重要な群落等の分布状況

② 専門家等へのヒアリング

既存資料のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。

ヒアリングの結果、事業実施想定区域及びその周囲に生育する種及び重要な群落について第 4.2.5-5 表に示す情報が得られた。

第 4.2.5-5 表 専門家等へのヒアリングの結果（植物）

専門分野	植物		
属性	大学准教授	ヒアリング実施日	2025 年 8 月 19 日
意見の概要		事業者の対応	
文献調査は、この地域を含むエリアの植物相を網羅できている。		方法書以降の文献調査等を検討する際の参考とする。	
ゴルフ場の部分は、除草剤等の影響で多様性は低い、西側は文献で湿地が確認されており、ヒメミミカキグサ等の湧水湿地に生育する種が見つかった場合は、保全対象となるため注意が必要である。		方法書以降の現地調査等を検討する際の参考とする。	
- 湧水湿地の保全には、湿地の出来方によっては、周辺の地形を含めた保全も検討する必要がある。 - 全国的には、水辺環境が劣化してきており、湧水湿地でなくとも、湿地が維持される場が存在しているのであれば、保全を検討した方がよい。 - 現時点で現地の状況を把握できていないため、事前の踏査等により、必要に応じて追加的な調査の有無を検討するとよい。		方法書以降の現地調査等の検討、事業計画及び環境保全措置の検討を行う際の参考とする。	

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料及び専門家等へのヒアリング結果から整理した重要な種の生育環境、重要な群落、巨樹・巨木林の分布状況をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が重要な種等に与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

① 植物の重要な種への影響

既存資料調査及び専門家等へのヒアリング結果をもとに整理した重要な種への影響の予測結果は、第 4.2.5-6 表のとおりである。

事業実施想定区域は、「樹林」と「草地」で占められ、一部に「水辺（水田、湿地、池沼）」、「市街地等」が分布している。このため、「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」を生育環境とする重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。

「河川」については、事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないと予測する。

第 4.2.5-6 表 重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	対象種	影響の予測結果
樹林	214 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。
草地	105 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。
水辺 (水田、湿地、池沼)	159 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。
河川	7 種	事業実施想定区域に分布しないことから、直接改変による影響はないとして予測する。
市街地等	5 種	事業実施想定区域に主な生育環境が分布することから、直接改変により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。

② 重要な群落への影響

事業実施想定区域においては、重要な群落として、植生自然度 9 以上の植生であるヌマガヤオーダーの分布並びに湿地湿原として「大池東湿地」及び「大池西湿地」が確認されており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化する可能性があるとして予測する。

③ 巨樹・巨木林への影響

事業実施想定区域においては、巨樹・巨木林の分布は確認されておらず、影響はないとして予測する。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲に生育する重要な種、重要な群落及び巨樹・巨木林について、重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減できるかどうかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」に生育する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

一方、「河川」を生育環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。

また、事業実施想定区域の重要な群落であるヌマガヤオーダー並びに「大池東湿地」及び「大池西湿地」においては、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。

なお、巨樹・巨木林については確認されておらず、直接改変はないことから、影響はないと評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、当該地域における植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生育する植物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。

また、事業実施想定区域周辺と調和した植生を回復するため、造成法面及び施設周辺はできる限り現存植生を考慮して緑化するなど、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.6 生態系（地域を特徴付ける生態系）

1. 調査

(1) 調査手法

重要な自然環境のまとまりの場について、既存資料により調査した。

事業実施想定区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場については、既存資料の整理結果を用いた。

(2) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(3) 調査結果

既存資料より、重要な自然環境のまとまりの場の状況を抽出した結果は、第 4.2.6-1 表及び第 4.2.6-1 図のとおりである。

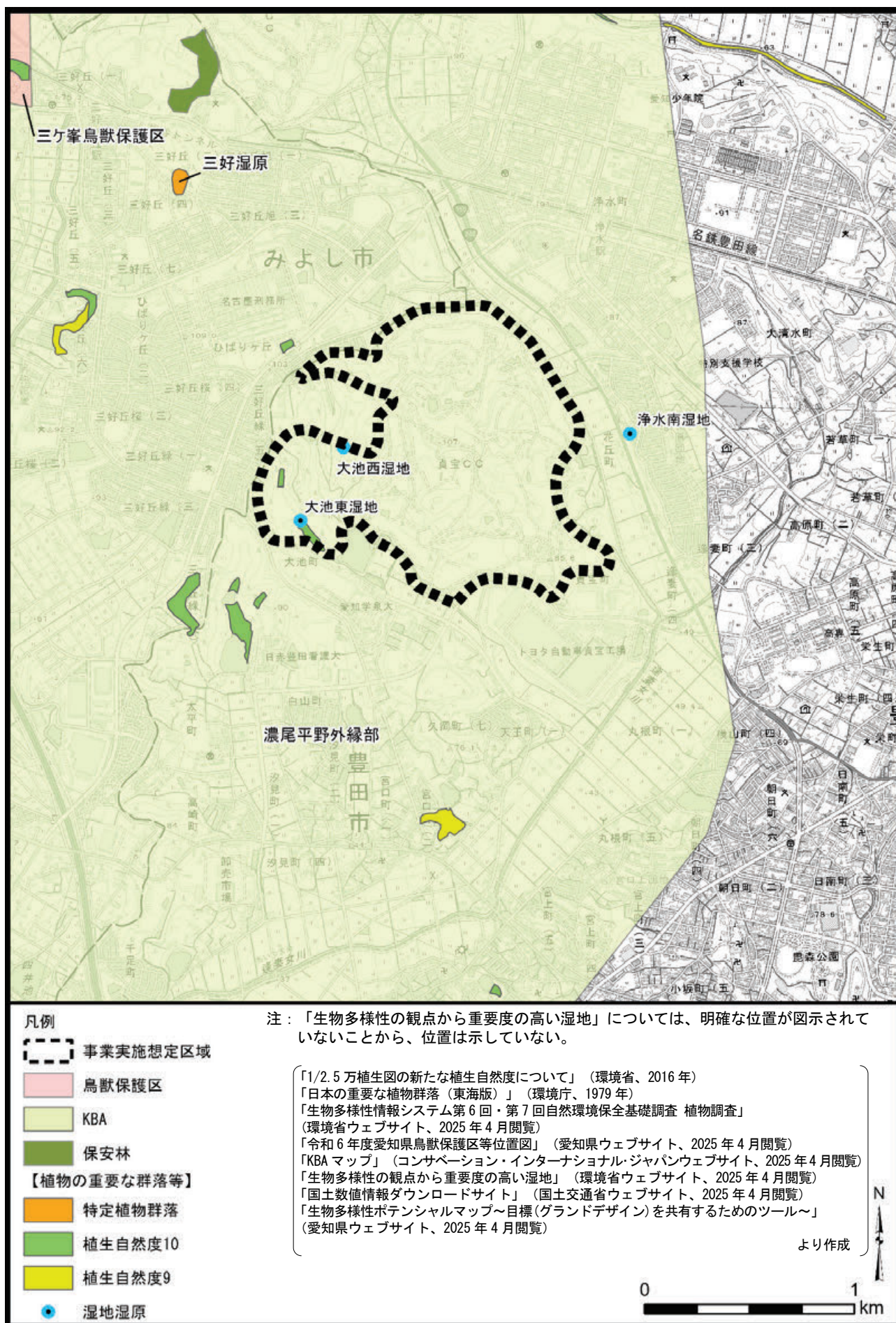
事業実施想定区域及びその周囲においては、自然植生、特定植物群落、重要湿地、保安林、鳥獣保護区、KBA、湿地湿原として「大池東湿地」、「大池西湿地」及び「浄水南湿地」が分布している。

このうち、事業実施想定区域においては、植生自然度の高い群落として植生自然度 10 のヌマガヤオーダー、重要湿地に指定されている「濃尾平野外縁部のため池群」、KBA に指定されている「濃尾平野外縁部」、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布している。

第 4.2.6-1 表 重要な自然環境のまとまりの場

選定根拠	選定基準	重要な自然環境の まとまりの場	参考文献等
①環境省の自然環境保全基礎調査植生調査による現存植生図のうち植生自然度の高い群落	植生自然度 9 植生自然度 10	ヌマガヤオーダー ヨシクラス群落 ツルヨシ群集 カナメモチーコジイ群集 ヤナギ高木群落 (VI)	「1/2.5 万植生図の新たな植生自然度について」(環境省、2016 年) 「生物多様性情報システム自然環境保全基礎調査」(環境省ウェブサイト)
②環境省の自然環境保全基礎調査報告書に取り上げられているもの	特定植物群落	三好湿原	「第二回緑の国勢調査ー第 2 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、1983 年) 「特定植物群落調査報告書ー第 5 回自然環境保全基礎調査報告書ー」(環境庁、2000 年) 「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、1979 年) 「日本の重要な植物群落II(東海版)」(環境庁、1988 年)
③「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)により指定されているもの	鳥獣保護区 特別保護地区	三ヶ峯鳥獣保護区	「愛知県鳥獣保護区等位置図」(愛知県ウェブサイト)
④KBA (Key Biodiversity Area) 生物多様性保全の鍵になる重要な地域に選定されているもの	KBA	濃尾平野外縁部	「KBA マップ」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンウェブサイト)
⑤IBA (Important Bird Areas) プログラム(国際的な鳥類保護組織である Bird Life International が、世界 100 ヶ国以上の加盟団体と共同実施している事業)により選定されているもの	IBA 基準生息地	該当なし	「IBA 白書 2010」(財団法人日本野鳥の会、2010 年)
⑥「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」により選定されているもの	重要湿地	濃尾平野外縁部のため池群	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省ウェブサイト)
⑦「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)により指定されているもの	国指定特別天然記念物 国指定天然記念物	該当なし	「国指定文化財等データベース」(文化庁ウェブサイト)
⑧「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号)により指定されているもの	国立公園 国定公園	該当なし	「マップあいち(愛知県自然公園情報マップ)」(愛知県ウェブサイト)
⑨「愛知県立自然公園条例」(昭和 43 年条例第 7 号)により指定されているもの	県立自然公園	該当なし	「マップあいち(愛知県自然公園情報マップ)」(愛知県ウェブサイト)
⑩「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号)により指定されているもの	保安林	事業実施想定区域の北に分布	「国土数値情報ダウンロードサイト」(国土交通省ウェブサイト)
⑪地方公共団体により指定又は取り上げられているもの	愛知県指定天然記念物 豊田市指定天然記念物 「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(昭和 48 年愛知県条例第 3 号)に基づき指定されている生息地等保護区 「あいちの生物多様性ポテンシャル 気付く・まもる・つなげるマップ 植物拠点図」に取り上げられている湿地湿原	大池東湿地、 大池西湿地、 浄水南湿地	「文化財ナビ愛知」(愛知県ウェブサイト) 「豊田市の文化財(指定・登録・選定)」(豊田市ウェブサイト) 「条例に基づく希少野生動植物の保護」(愛知県ウェブサイト) 「生物多様性ポテンシャルマップ～目標(グランドデザイン)を共有するためのツール～」(愛知県ウェブサイト)

注：上記ウェブサイトの閲覧月は、すべて 2025 年 4 月である。



第 4.2.6-1 図 重要な自然環境のまとまりの場の位置関係

2. 予測

(1) 予測手法

既存資料調査から整理した重要な自然環境のまとまりの場の分布状況をもとに、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在が地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場に与える影響を予測した。

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域との位置関係は、第 4.2.6-1 図のとおりである。

事業実施想定区域においては、植生自然度 9 以上の植生、重要湿地、KBA、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布しており、直接改変により重要な自然環境のまとまりの場が変化する可能性があるとして予測された。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、事業実施想定区域及びその周囲の地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場について、重大な影響が実行可能な範囲内で回避又は低減できるかどうかを評価した。

(2) 評価結果

事業実施想定区域においては、植生自然度 9 以上の植生、重要湿地、KBA、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布しており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により重要な自然環境のまとまりの場が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。

ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があるとして評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物及び植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。

また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

4.2.7 景観

1. 調査

(1) 調査手法

景観資源及び主要な眺望点の分布状況について、既存資料及び現地踏査により調査した。

(2) 調査地域

調査地域は、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（面整備事業環境影響評価研究会、1999 年）を参考に、事業実施想定区域から 3km を包含する範囲とした。

(3) 調査結果

① 景観資源及び主要な眺望点

事業実施想定区域及びその周囲における景観資源の状況は、第 4.2.7-1 表及び第 4.2.7-1 図のとおりであり、主要な眺望点は、第 4.2.7-2 表及び第 4.2.7-1 図のとおりである。

景観資源は、豊田スタジアムと豊田大橋、樹木町のまちなみ、三好池等が存在する。

また、主要な眺望点は、浄水公園、三好丘緑地、三好丘桜公園等が存在する。

第 4.2.7-1 表 景観資源の状況

図中番号	区 分	名 称	所在地
1	美しい愛知づくり 景観資源	白浜矢作川とスタジアム	豊田市白浜町、千石町
2		豊田スタジアムと豊田大橋	豊田市千石町
3		豊田スタジアムと豊田大橋	豊田市白浜町、千石町
4		久保町児ノロ公園	豊田市久保町
5		喜多町駅前ロータリーと山車（挙母祭り）	豊田市喜多町
6		桜町本通り商店街	豊田市桜町
7		樹木町のまちなみ	豊田市常磐町、樹木町
8		豊田市美術館	豊田市小坂本町
9		緑陰歩道（西町、若宮町）	豊田市西町、若宮町
10		開発の波に打ち克った蒔生辰己山の「アベマキ」	みよし市蒔生町
11		境川の源流：長田池	みよし市黒笹町
12		三好池	みよし市三好町
13	文化財 （国登録建造物）	喜楽亭	愛知県豊田市小坂本町
14		安長寺山門	豊田市梅坪町
15		豊田市青少年相談所 （旧愛知県蚕業取締所第九支所）	豊田市喜多町

注：図中番号は、第 4.2.7-1 図に対応している。

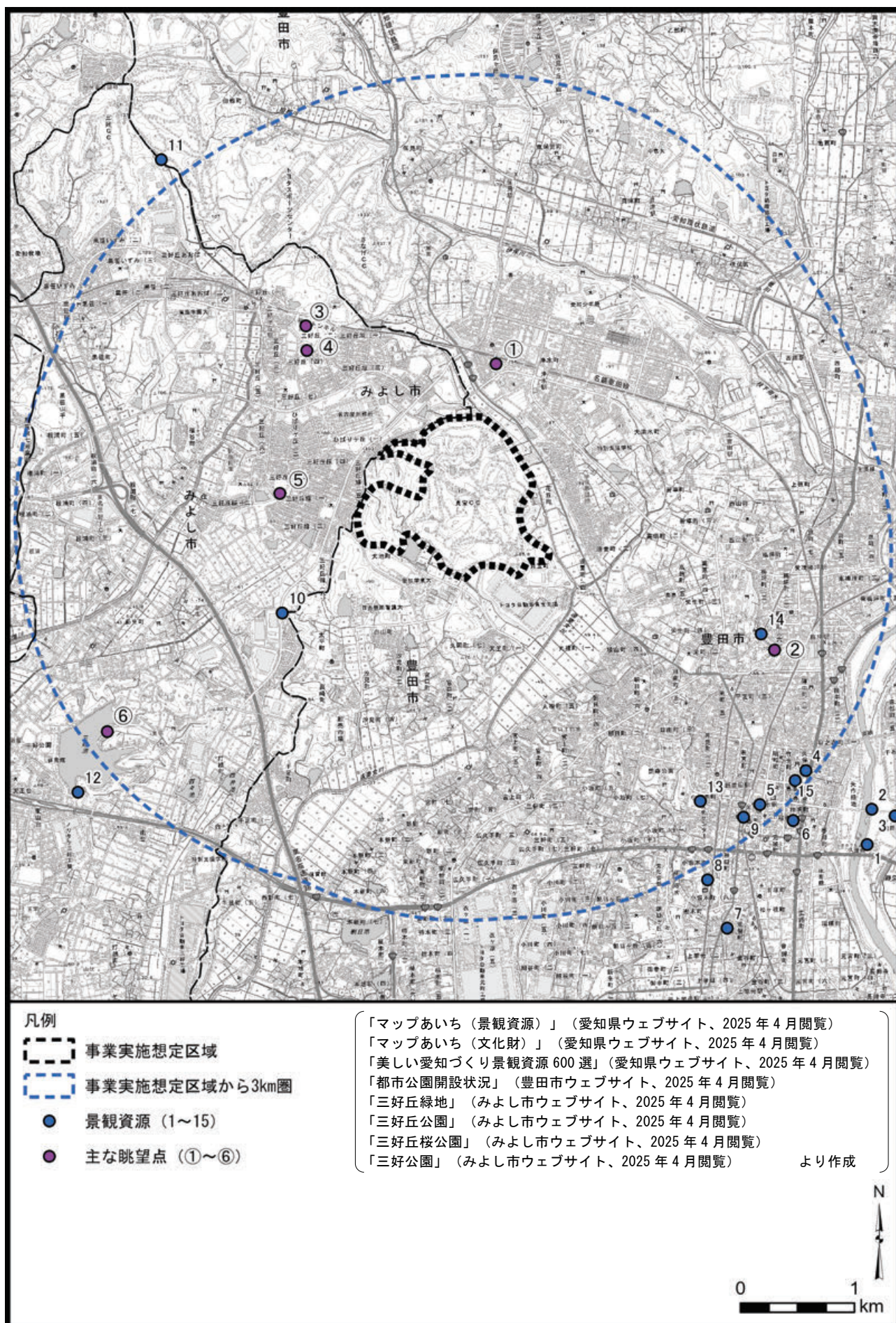
「マップあいち（景観資源）」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「マップあいち（文化財）」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）より作成

第 4.2.7-2 表 主要な眺望点

図中番号	区 分	名 称	所在地
①	公園、展望台	浄水公園	豊田市浄水町
②	公園、展望広場	平芝公園	豊田市平芝町
③	緑地、展望台	三好丘緑地	みよし市三好丘
④	公園、展望広場	三好丘公園	みよし市三好丘
⑤	公園、展望台	三好丘桜公園	みよし市三好丘桜
⑥	公園、展望テラス	三好公園	みよし市三好町池ノ原

注：図中番号は、第 4.2.7-1 図に対応している。

〔「都市公園開設状況」（豊田市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「三好丘緑地」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「三好丘公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「三好丘桜公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）
「三好公園」（みよし市ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）より作成〕



第 4.2.7-1 図 景観資源及び主要な眺望点の位置

2. 予測

(1) 予測手法

① 景観資源及び主要な眺望点への影響

景観資源及び主要な眺望点への影響について、事業実施想定区域との位置関係により直接改変の有無を予測した。

② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

主要な眺望点からの主要な眺望方向、事業実施想定区域までの視距離、眺望景観における構造物の見えの大きさ（水平見込角）を予測した。

また、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、現時点で想定している建造物を視認できる可能性のある領域（可視領域）を予測した。

地形は「基盤地図情報（数値標高モデル）10m メッシュ（標高）」（国土地理院ウェブサイト、2025 年 4 月閲覧）を用い、建造物は第 4.2.7-3 表の主要な建造物を対象とした。

なお、現状では用地造成後の地盤面高さ（標高）は未定のため、現状の地形に建造物を設置した条件で予測を行っている。予測は地形のみを考慮しており、樹木や人工構造物等の遮蔽物による影響は考慮していない。

第4.2.7-3表 主要な建造物

施設	寸法（長さ×幅×高さ）
プレス工程	最大約 240m×約 230m×約 20m
ボデー工程	最大約 290m×約 230m×約 18m
塗装工程	最大約 200m×約 230m×約 30m
組立工程	最大約 500m×約 230m×約 18m

(2) 予測範囲

予測範囲は、調査地域と同じとした。

(3) 予測結果

① 景観資源及び主要な眺望点への影響

景観資源及び主要な眺望点は、事業実施想定区域内に存在しておらず、直接改変はないことから、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在に伴う景観資源及び主要な眺望点への重大な影響はないものと予測する。

② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

主要な眺望点から見た眺望景観への影響の予測結果は、第 4.2.7-4 表及び第 4.2.7-2 図のとおりである。

主要な眺望点のうち 3 地点が可視領域に含まれており、建造物の見えの大きさ（水平見込角）は A 案で最大約 39 度、B 案で最大約 38 度、C 案で最大約 39 度と予測された。

「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、2013 年）によれば、「水平見込角が、10°を超えると対象構造物は目立つようになる」ことから、A 案、B 案、C 案のいずれも、眺望景観への影響が生じる可能性があると予測する。

第 4.2.7-4 表 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

図中 番号	名 称	眺望方向	建造物の 視認の可能性	事業実施想定区域 までの最短距離	建造物の見えの大きさ (水平見込角)		
					A 案	B 案	C 案
①	浄水公園	全方位	可視	約 0.5km	約 34 度	約 38 度	約 39 度
②	平芝公園	東	不可視	約 2.1km	約 20 度	約 22 度	約 19 度
③	三好丘緑地	全方位	可視	約 1.3km	約 25 度	約 28 度	約 26 度
④	三好丘公園	南～北西	不可視	約 1.1km	約 28 度	約 30 度	約 29 度
⑤	三好丘桜公園	全方位	可視	約 0.7km	約 39 度	約 37 度	約 37 度
⑥	三好公園	西～北	不可視	約 2.8km	約 16 度	約 15 度	約 16 度

注：1. 図中番号は、第 4.2.7-2 図に対応している。

2. 施設は、眺望点から水平の位置に眺望できると仮定した。また、樹木や人工構造物等の遮蔽物による影響は考慮していない。

3. 評価

(1) 評価手法

予測結果をもとに、景観資源及び主要な眺望点への影響、主要な眺望点から見た眺望景観への影響について、影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを評価した。

(2) 評価結果

① 景観資源及び主要な眺望点への影響

景観資源及び主要な眺望点については、直接改変がないことから、重大な影響はないと評価する。

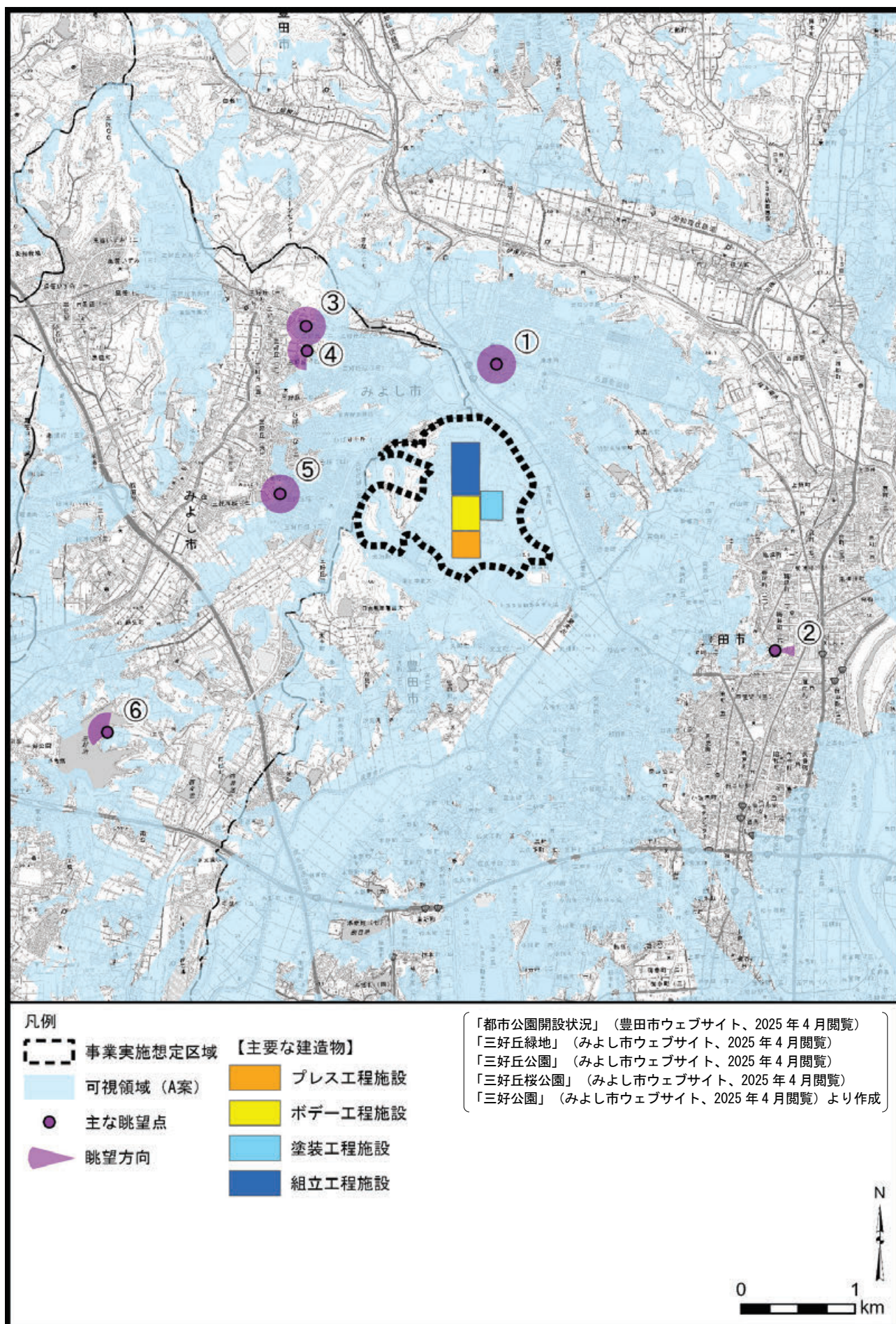
② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響

予測の結果、主要な眺望点の 3 地点が可視領域に含まれる可能性がある。建造物の見えの大きさ（水平見込角）は A 案で最大約 39 度、B 案で最大約 38 度、C 案で最大約 39 度と予測した。「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省、2013 年）によれば、「水平見込角が、10° を超えると対象構造物は目立つようになる」ことから、A 案、B 案、C 案のいずれも、眺望景観への影響が生じる可能性があるとして評価する。

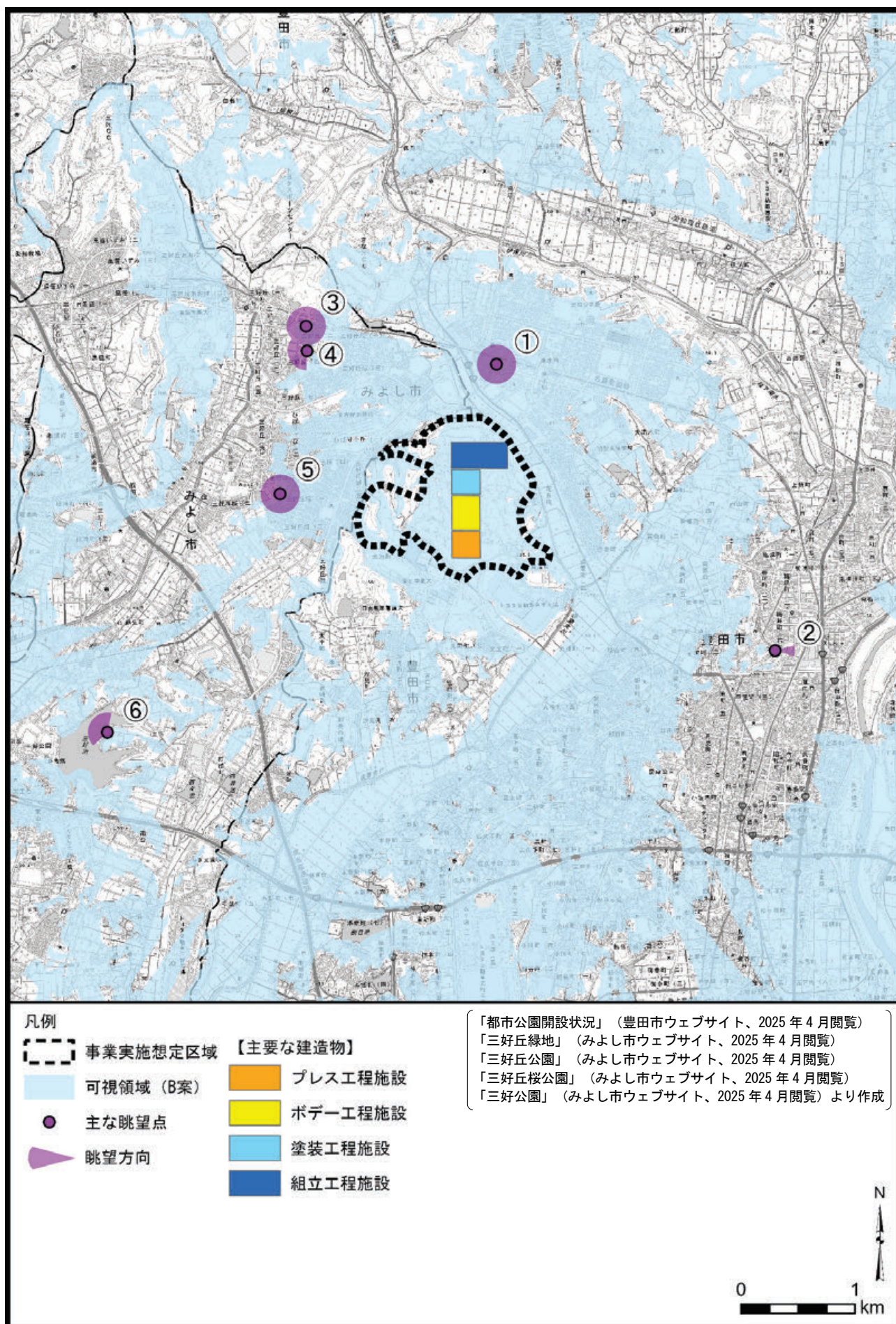
ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があるとして評価する。

(3) 方法書以降の手続きにおいて留意する事項

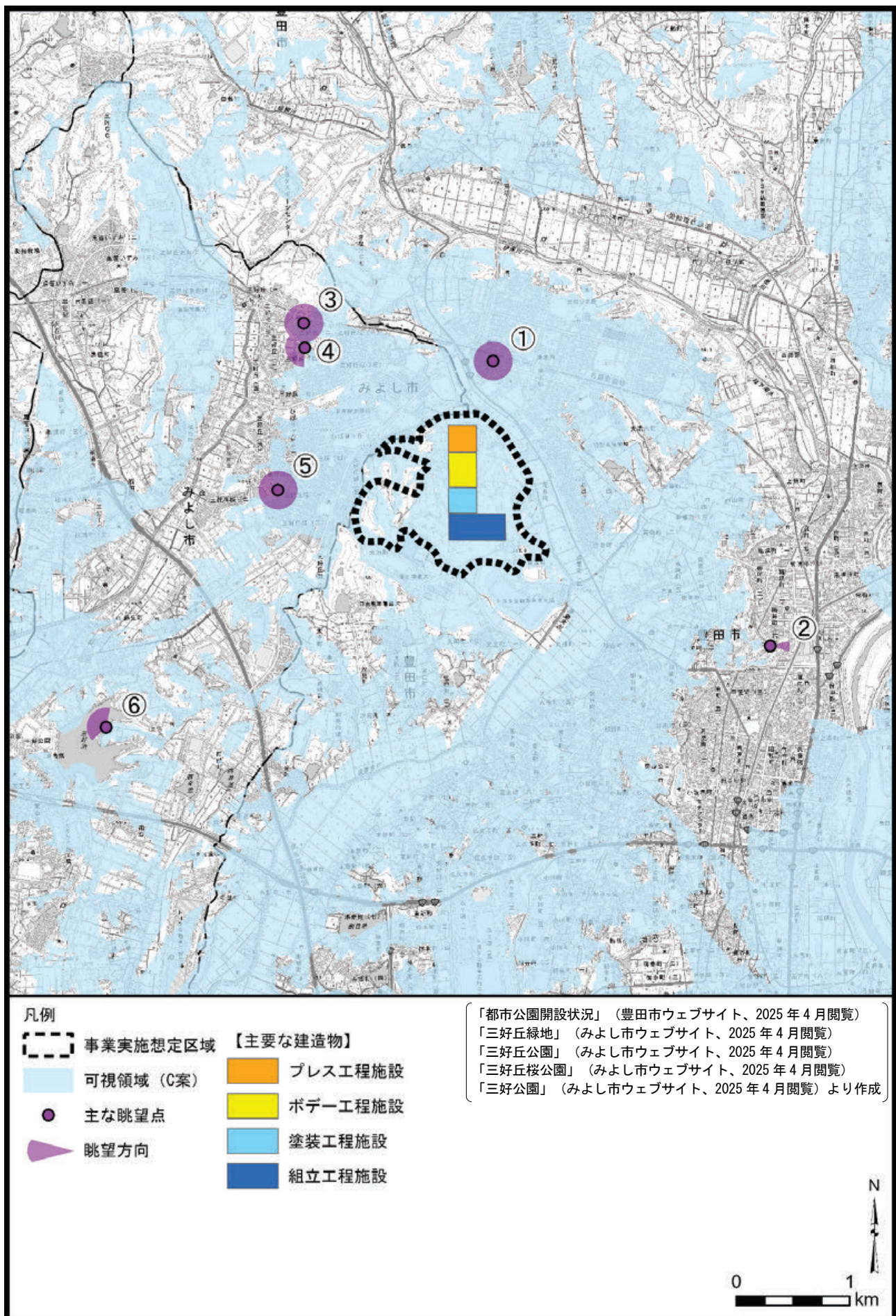
方法書以降の手続きにおいては、用地造成計画、施設建設計画等を勘案した可視領域図を作成し、現地調査を実施して実際の眺望景観の確認を行う。また、建造物の色彩、周辺環境と調和した植栽等の緑化計画を検討し、フォトモンタージュの作成等の眺望景観に係る予測を適切に行い、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。



第 4.2.7-2 図(1) 主要な眺望点及び可視領域（A 案）



第 4.2.7-2 図(2) 主要な眺望点及び可視領域 (B 案)



第 4.2.7-2 図(3) 主要な眺望点及び可視領域 (C 案)

4.3 総合的な評価

本事業において選定した計画段階配慮事項の評価結果及び方法書以降の手続きにおいて留意する事項は、第 4.3-1 表のとおりである。

地下水の状況、動物、植物、生態系及び景観については、影響が生じる可能性がある。これらの影響については、今後の環境影響評価手続きにおいて、詳細な調査を実施し、環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるように留意するものとする。

また、重大な影響は想定されないが、建造物の配置の違いによる影響の違いを把握するため選定した騒音及び悪臭については、いずれも C 案の配置が最も影響の低減が可能な配置と評価した。

第 4.3-1 表(1) 計画段階配慮事項の評価結果及び留意する事項

環境要素	評価結果の概要	方法書以降の手続きにおいて留意する事項
騒音 (施設からの騒音)	建造物（プレス工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案及び B 案が約 240m、C 案が約 270m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、騒音の影響を最も低減可能な配置と評価する。	—
悪臭	建造物（塗装工程施設）から最寄りの住宅までの距離は、A 案が約 260m、B 案が約 390m、C 案が約 450m であった。3 案の比較では、C 案が最も住宅からの離隔距離が大きく、悪臭の影響を最も低減可能な配置と評価する。	—
地下水の状況及び 地下水質 (地下水の状況)	地形改変並びに造成地及び工作物等の存在に伴い、雨水等の地下浸透量に変化が生じ、地下水の状況に影響が生じる可能性がある。 また、用地造成に伴い、切盛範囲が不透水層に及ぶ可能性があり、地下水の流れの変化や、帯水層の水圧の変化による周辺井戸の水量、水位変化等の影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地下水の状況、地盤、地質の状況等を適切に把握するとともに、用地造成の計画を具体化する過程において地下水への影響が生じないよう、切盛範囲及び建屋掘削等の事業計画の詳細検討を行い、地下水の状況について予測及び評価を実施する。 また、造成法面及び施設周辺はできる限り早期に緑化する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。
動物 (重要な種及び注目すべき生息地)	事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺（水田、湿地、池沼）」及び「市街地等」に生息する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生息環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 一方、「河川」を生息環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。 また、重要湿地及び KBA の一部が事業実施想定区域に含まれることから、注目すべき生息地については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生息する動物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。 また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。

第 4.3-1 表(2) 計画段階配慮事項の評価結果及び留意する事項

環境要素	評価結果の概要	方法書以降の手続きにおいて留意する事項
植物 (重要な種及び群落)	事業実施想定区域の「樹林」、「草地」、「水辺(水田、湿地、池沼)」及び「市街地等」に生育する重要な種については、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 一方、「河川」を生育環境とする重要な種については、直接改変による影響はないと予測されることから、重大な影響はないと評価する。 また、事業実施想定区域の重要な群落であるヌマガヤオーダー並びに「大池東湿地」及び「大池西湿地」においては、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により生育環境が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。 なお、巨樹・巨木林については確認されておらず、直接改変はないことから、影響はないと評価する。	方法書以降の手続きにおいては、当該地域における植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲に生育する植物の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。 また、事業実施想定区域周辺と調和した植生を回復するため、造成法面及び施設周辺はできる限り現存植生を考慮して緑化するなど、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。
生態系 (地域を特徴付ける生態系)	事業実施想定区域においては、植生自然度 9 以上の植生、重要湿地、KBA、「大池東湿地」及び「大池西湿地」が分布しており、地形改変並びに造成地及び工作物等の存在により重要な自然環境のまとまりの場が変化し、重大な影響が生じる可能性がある。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、当該地域における動物及び植物の専門家等へのヒアリングを行い、現地調査を実施し、事業実施想定区域及びその周囲の地域を特徴付ける生態系及び重要な自然環境のまとまりの場の状況を適切に把握して、予測及び評価を実施する。 また、事業実施想定区域周辺の自然とのつながりを確保するため、事業実施想定区域の外周部等はできる限り既存の緑地を残し、新たな緑地を配置する等、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。
景観	① 景観資源及び主要な眺望点への影響 景観資源及び主要な眺望点については、直接改変がないことから、重大な影響はないと評価する。 ② 主要な眺望点から見た眺望景観への影響 予測の結果、主要な眺望点の 3 地点が可視領域に含まれる可能性がある。建造物の見えの大きさ(水平見込角)は A 案で最大約 39 度、B 案で最大約 38 度、C 案で最大約 39 度と予測した。「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土交通省、2013 年)によれば、「水平見込角が、10°を超えると対象構造物は目立つようになる」ことから、A 案、B 案、C 案のいずれも、眺望景観への影響が生じる可能性があると評価する。 ただし、今後の環境影響評価手続きにおいて、「方法書以降の手続きにおいて留意する事項」を行うことにより、影響を回避又は低減できる可能性があると評価する。	方法書以降の手続きにおいては、用地造成計画、施設建設計画等を勘案した可視領域図を作成し、現地調査を実施して実際の眺望景観の確認を行う。また、建造物の色彩、周辺環境と調和した植栽等の緑化計画を検討し、フォトモンタージュの作成等の眺望景観に係る予測を適切に行い、必要に応じて事業者が実行可能な範囲で環境保全措置を講じることとする。